
令和7年 第1回(定例)桂川町議会会議録(第3日)

令和7年3月12日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和7年3月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第1号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第3 承認第2号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第4 議案第13号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 桂川町奨学金給付条例の制定
- 日程第6 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第1号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第3 承認第2号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第4 議案第13号 令和6年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 桂川町奨学金給付条例の制定
- 日程第6 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
-

出席議員(9名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 10番 青柳 久善君 | |
-

欠席議員(1名)

- 9番 原中 政廣君
-

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君
子育て支援課長	江藤 栄次君	水道課長	秦 俊一君
学校教育課長	平井登志子君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。3番、柴田正彦議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 柴田正彦です。26回目の一般質問に入ります。

今回は、次の8点の質問をします。

まず、保育・教育の充実のためということで、1、「居場所」づくりについて。2、町立認定こども園について。3、学校建設について。そして、4、大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設について。5、昨日から問題になっているふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設について。6、公用車購入について。7、庁内横断のワーキング・グループについて。8、町政報告についてです。

では、始めます。1、「居場所」づくりについて。

12月議会でも申しましたが、国の指針にも示されているように、こどもの居場所づくりが必要です。子どもと言っても、中学生、高校生まで含みます。

1月那覇で行われた全国地方議員研修会に参加しました。その分科会の中で、沖縄の子どもの貧困から見えてくるものという問題提起があり、その中で、児童館という言葉が出ました。講師の方は、問題提起された方は、本土の児童館数は、1947年44館でした。1947年ですから日本国憲法が施行された年です。それから増えていき、2006年には4,718館に増えた。沖縄では復帰前はゼロ、復帰前ですから1972年5月15日、それ以前はゼロだった。復帰して増えていったが、現在74館、本土に比べて非常に少ない。ここが非常に大事だから、そういった取組をしているとも言われていました。

その後、意見交流の中で、聞いていると参加している議員の多くは、児童館について御存じなんです。ところが、私はこのとき初めて聞いてます。申し訳ないんですけども初めてでした。

そこでちょっと質問します。児童館とはどういうものでしょうか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 御質問にお答えいたします。

児童館とは、放課後の児童及び小学生以上の年長児童の育成、指導、これは遊びを通じて集団的・個別的指導、健康の増進、また、地域子育て組織活動の育成、子育て家庭への相談等を行う児童福祉法第40条に規定されます児童福祉施設となっております。運営主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、NPO法人等が運営しているようでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） かなり私なりに調べても、年齢層も18ぐらいまで含んでいるところもありました。それで質問なんです、じゃあ桂川町で児童館について検討されたことはありますか。

○議長（林 英明君） 江藤課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） お答えいたします。

本町におきまして、児童館の整備につきましては、正式な検討は行ったことは今のところございません。

なお、柴田議員におかれましても、議会選出委員として参画いただいております桂川町子ども・子育て会議におきまして、今年度、桂川町の子ども・若者を取り巻く様々な課題に対応するために策定いたしております桂川町こども計画の策定協議の中におきまして、子育て支援の具体的な施策といたしまして、こどもの居場所づくりの創設が課題となっているところでございます。

計画策定に伴います住民ニーズ調査におきましても、障がいの有無、ありなしや年齢性別などにかかわらず、誰もが分け隔てなく遊ぶことができる場所、施設の要望、または、子どもが遊べる室内施設を希望する声が多く寄せられていることを踏まえまして、今後の検討課題として、児

児童館の整備の検討を会議の中でも上がっているところでございます。

町内全域、全般にわたる子育て環境充実の観点から、現在、活動が行われておりますけいせん夢・人・未来塾、桂川ひまわりアンビシャス広場、子育て支援センター「ひまわりのたね」、こども家庭センターひまわりの芽、学童保育所等の活動拠点、こどもの居場所の集約拠点として、児童館の整備についても、今後の子ども・子育て支援充実施策の一つとして検討が進めていけたらというふうに考えているところでございます。

子育て支援施策の直面している課題、喫緊に取り組む課題としましては町立認定こども園建設であると認識しているところでございます。

現実問題といたしましては、財政的に厳しい状況ではありますが、まずは、こども園の建設計画、設計段階におきまして、こどもの居場所づくりに活用できる施設、共用できる部屋、こどもの居場所づくり事業が実施可能な施設が検討できたらと、担当課レベルでは考えているところでございます。

以上です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 確かにそういうのがこども園と一体として児童館があり、さらにはそこに学校が近くにあり、桂寿苑もその近くにあるというのは、僕は理想だろうと前から言っているところです。

井上町長は、児童館という言葉、今までどんな認識がおありですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 児童館については承知はしておりました。ただ、この児童館という言葉、例えばこども館とか、そういうような名称的には別の名前と呼ぶ場合もあるようです。そういう中で、本町として具体的な計画は、先ほど課長が言いますようにやってきた経過はございませんけれども、そういった施設があるということについては承知をしているところです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長が言われた名称が違くと、全国各地に結構つくられていました。宮崎市では、中高生を対象としたホールをつくっていますよとか出ていました、市議からです。

私はそこで初めて聞いたんですけども、今町長が言われましたが、じゃあこれを検討するというのを、もう非常に大事な課題で、これは国のほうからもしていけということをやっていますが、積極的に進めていただきたいんですが、早急な検討をお願いしてよろしいですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど課長が答えましたように、今、私どもとしては、認定こども園の

建設が優先的に考えるべきだと思っています。ただ、この建設に当たって、先ほど言われます、そういった観点からも、調査なりあるいは検討はしていきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ばらばらで建てようとする、こども園を建てる。そのばらばらでないで一体として発想をぜひしていただきたい、これは以前から言っていることです。一つ一つ小さくこれを何かこう抱え込んで進まんという状況が多いような気がします。トータル設計がいます。

続けて行きます。2です。小中学校の不登校についてです。

小学校、中学校の不登校生の数を教えてください。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 不登校等長期欠席の児童生徒数は、小学校では昨年度25名、今年度は1月末現在で23名となっております。中学校では、昨年度で53名、今年度の1月末現在で39名でございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 実は前回も聞いていまして、10月末現在よりも大分増えている。当然そうですね。30を超えたらカウントにせないけないので、課長がいつも言われるように、この子らは来なく、もう今は来てる子もいるんですよということを常に言われておりました。今回も言われたら、じゃあ何人来てますかという質問を用意してましたが、次回に回します。

いずれにしろ、なかなか厳しい実態がありますと私は思います。井上町長、どう思います、この状態を。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 次の質問にも影響してくるかもしれませんが、いわゆる総合教育会議の中で、この不登校の児童の状況等については報告を受けているところです。報告を受けながら、不登校になった要因とといいますか、原因とといいますか、それは、子どもたち一人一人によって違う部分もあろうかと思えますけれども、そういったことについて、どのように取り組んでいったらいいのか、学校等とも協議をしている最中であります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） すみません、重なるんですが、じゃあ総合教育会議の中での協議としては、具体的にはどういうことが行われていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど申しますように、この総合教育会議の中の一つの大きなテーマとして、こういった学校における子どもたちの状況というものについては協議し、また把握してい

るという状況であります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 多分、今後ともこのままだったら増えていくと思います。ドキュメントで小学校というドキュメントがあります。見ていて気分が悪くなりました。つまりあの学校やったら、つまり不登校という子どもの中には、学校を拒否した子がいます。つまり今の教育が問題点があると思います。とすれば、今後増えていくと見ています。そこをどうするか。町全体で取り組んでほしいんです。

それで、今後の取組なんですけど、町長にこれもお尋ねしたい。このこども計画には、不登校についての項目がありまして、4点挙げられています。その中の3点目、不登校になった児童生徒への支援、小中学校において最も信頼関係が深い教師を中心に支援をするマンツーマン方式での対応を行います。さも当然そういうふうにするって書いてあって当然なんですけど、教師にそれだけの余力はないでしょう。働き方改革が叫ばれているのは何ですか。異常な労働、教師の不登校、そんな中でこれをさらに押しつけるというのはどうなんだろうとは思っています。むしろもっと福祉、そういったところは一体で、町と学校が一体にならないとこれは解決しないだろうと思っております。その一つの手段として、前回12月に僕はフリースクールを提起しました。

資料1、12月13日の私の一般質問です。その中でフリースクール、必要性をどうお考えかという質問をしました。教育長は幾つか言われているんですけど、最終的にはフリースクールの必要性というのは十分に認識をしているところですよと言われてました。町長は、これは、子どもに直接関係することですから、教育委員会と協議したいと思っておりますと答えられました。先ほども言いましたように、喫緊の課題なんですけれども、協議して、どんな協議になりましたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども申しますように、現状といいますか、その把握がまず最初に来たところです。現在、教育委員会の報告によりますと、町内の小中学生の中でフリースクールに通っているのは4人おられるというように報告を受けております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） フリースクールを、だから必要性というのは、町長はお感じになっているんですか。そこをちょっと聞かしてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 私自身の認識ですけれども、どんなふうに言ったらいいんですか。フリースクールという言葉そのものは、もうずっと以前からあったわけですけども、このフリースクールに対する概念といいますか、価値観といいますか、そういったものについては、社会情勢とともにかなり変化してきているという気がしております。そしてまた、これからどのように

変化していくのか。それはちょっと私の段階では予想がつきません。

そういう意味からしまして、いきなりフリースクールが必要だとはなかなか言い切れない。本当にフリースクールがその子どもたちにとってよいのかどうか、そういった議論が前段でないとなかなか言い切れないと思います。

ただ、このテーマであります居場所と同じように、子どもたちが心のよりどころとするそういった場所が必要であるというのは、そのとおりだと思いますが、それがイコールフリースクールで結びつくかどうか、それはちょっと別の問題だと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そのとおりだと思います。フリースクールもその一つであるのは間違いないと私は思っているから提起しているだけです。ほかにじゃあ何があるか。現在のところ、私は学校とフリースクールしか思いついていないから言っているわけです。

町長は何かありますか。具体的にほかに。こういったことは。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 正直申し上げまして、私も教育の専門でもございませんので、特にございません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そのために、相談相手として教育長、副町長がいると思いますので、そことも話し合って進めていってほしいんです。

今後の取組に入るんですが、先ほどの話の続きにもなりますが、学校に行けない、または、学校に行きたくない子にとって、家庭以外のおり場が必要です。文科省でもこのフリースクールというのを一つとして挙げております。

1 2月議会で紹介しましたように、子どもが不登校になると、保護者は職場への遅刻、欠勤が多くなる。そうせざるを得ない。中には雇用形態を変えざるを得ない。7割が仕事に何らかの影響を受け、4割が収入が減っている。これは新聞記事から1 2月紹介したところですが。収入が減るということは、これは、町や市にとっても入ってくる税金が減ることになります。また、不登校になった子どもは、将来、ひきこもりにやっばりなりやすいという数字もあります。そうなったときに、早い段階できちっと向き合ったほうが、そちらのほうがいいと思っています。ですから、こんなとこでどうしてもどっかにすがりたいという方は、近隣にフリースクールがないために、フリースクールに通わせるために引っ越しをしたという例もあります。実は飯塚でもあるんです。桂川でもつくりませんかという提起をしました。

1、一番大事なのは子どものためです。2、保護者です。そして、町です。長い目で見れば財政的にはこちらのほうがいいはずですが。と同時に、先ほど言ったように、もう小学校、中学校の

教師いっぱいいっぱいです。彼らに不登校の子と向き合いなさいと、どこに時間が取れますか。となれば、そういったフリースクール等に通うことができれば、そういう子どもが通うことができれば、そことつながることができるだろう、そうも思っているんです。実際にそうされているところがあります。

ぜひ町長もそういったところを視察して考えていただけたらと思っております。早急に進めてほしいんです。

飯塚、嘉麻のようにフリースクールをつくってみようという考えはおありですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現状においては、フリースクールがどういうものかまだ分かっておりませんし、いろいろ県下のフリースクールの状況の中でも、本当にフリースクールの規定そのものが曖昧な部分もたくさんあります。一概につくるということは申し上げられません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 一概には言う必要ないです。理想的なものをつくっていただければいいわけです。そして、その理想は何か。早急に調べてください。町長は自分で抱え込んで、そのまんま塩漬けになることがありますので、即動いていただきたい。

資料2、桂川町子ども計画に対してのパブコメです。パブリックコメント2点挙がっていました。15、不登校を選択しているのか選択せざるを得ないのか状況がつかめませんが、平日の学校が開かれている時間帯と同様の時間帯で学びの場を設定する。スタッフが教えるのではなく、寄り合い、相談できる場として開放する。

17、各学校が現在持っている児童生徒の居場所の一つのフリースクールとの連携の強化と、町内にフリースクールがないので、町外のフリースクールへの通学旅費交通費や、そこでの活動費用への助成を要望しますということです。これは、町の皆さんの声なんですけれども、そういったふうに、家庭に補助しているのが実際に全国にかなりあります。桂川で、当面まだ町長が検討する前の段階と言われるならば、そこに補助を考えていきませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在の状況では、先ほど申しますように、フリースクールそのものについての規定といいますか、基準といいますか、そういったものについて曖昧なところがございますので、補助だけを考えるということは困難だと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） じゃあ少し勉強していただいて、教育長、それから、副町長と話して認識をしてください。実際にフリースクールに行かれるのがいいと思います。私たち文教厚生委員はみんなのおうちという筑穂町のフリースクールに見にいきました。子どもが実に生き生

きとしていました。不登校という概念をひっくり返されます。ぜひどうぞ。

もう一つ、私、だから、そのみんなのおうちというところは民間なんです。だから、民間のフリースクールを誘致するといえますか、そこで声をかけたらどうなんですか。そういったこともありますが、その考えまでもまだ状況にないということですか、井上町長。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一つの提案として承っておきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひ検討してください。なお、状況にないと井上町長が言われるときは、今まで自分がそのような状況にないということでした。僕は、そこはいつも気になっていたんですが、いや自分がそういう状況にありませんと、学校建設で言われました。そういう状況をつくるのはあなたの仕事です。御自分にです。研究してください。そして、それができないならば、ほかの人にそこを任せていく、そして、大所高所で判断してください。庁内の知見を頼ってもいいじゃないですか。外の庁外のそういった専門家に聞いてもいいじゃないですか。委員会つくってもいいじゃないですか。全部自分で抱え込んで処理しようとされるから何もかも行き詰まっちゃうんです。すみません、言い過ぎていますが、後で言おうと思よかったことです。そういうのがいっぱいあるんです、僕からしたら。ということで、次もその件につながるところでいきます。

2、町立認定こども園についてです。

場所を変更しました。当初、桂川小学校の横の今、駐車場にとして使われている、本当は駐車場やないんですけど、停めるな、停めないでくれと小学校は言っています。この計画を文教委員会ではかなり時間をかけて論議してます。交通量を確認した議員もおるし、駐車場を使うなら、これは、駐車は違う駐車場じゃないんだから、駐車しないでくれと交代で立とうかという意見もありました。実際にそこローテーションどうするかまで話してたんですが、それは議員の前に、ほかがせなかなど。何かいろいろ話して様子見に入ったところでした。そんな中、予算が出されました。私たちは徹底して論議しました。そして、賛成、反対に分かれました。すごいでしょ、賛成と反対に分かれ切れるんです、流されないで。たんと話し合ったから分かれた。私は賛成したんです。賛成した理由は簡単です。土師保育所厳しい。そして、井上町長がこれ大変ですよと、いっぱいの難しい条件を僕ら大丈夫なんですかと言った。ところが何とかしていきたくいと。複雑な何次元方程式を解くような答えをやろうと思ったけど、あっこまで言うなら確信があるだろう。慎重な町長が、あっこまで言うというのは普通ないはずということで、裏づけがあるだろうと思って私は信じました。しかし、中止となりました。

質問に入ります。まず、中止した一番致命的な理由は何だったんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 変更をしたということで、これは、行政報告でもこれまで申し述べてきましたように、議員御指摘のように、桂川小学校のグラウンド横を第一候補として調査等を進めていくというお話をしました。その後、庁舎の南側ということで、第一候補地そのものを変更したということは御指摘のとおりであります。

変更した理由の一番は、やっぱり面積と場所、この問題です。何とか皆さんの協力を得て、そこで実現できないかということで模索をしましたがけれども、なかなか不確定な部分が多くて、取組がなかなか進めなかった。そういう中で、この南側の用地の取得の話が出てきたものですから、であれば、再度検討し直したいということでの現状に至っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 土地の問題は論議しました。プールを潰す手もあるだろう。運動場を少しこども園の敷地にしていく手もあるだろう。その辺は僕らも話していた。やれんことはここはなかったんやないかなとは思っているんですけど、いずれにしろ中止になりました。私が井上町長を信じていましたが、私の目が、私が駄目でした。

そして、問いたいのは、じゃあこういうふうに変更したこの責任はどこにあるんですか、誰にあるんですか、お答えください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 責任というその意味がよく分からないんですけど、このことにつきましては、議会にも報告をしてきたところであります。そしてまた、この変更すること自体、それが責任を問う、変えること自体が責任を問うということになれば、それは、またちょっと意味合いが違ってくるんじゃないかなと思っています。いずれにしても、その最終的な責任、それは、私にあると思っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 最終的に町長にある。違いますけど。何でこんなあえて言っているかという、繰り返してほしくないからです。1年間遅れたことによって、どれだけの町の皆さんのお金が消えていったのでしょうか。そういったことがほかにあっているんじゃないか。きちんと反省する必要があるからです。責任は町長が言われたように町長にあります。しかし、賛成したのは、町長が言われている議員です。決めるのは僕らですから、どっちが責任が重いですか、議員です。私です。だから、言っているんです。もめごとがないように。

では、2に入ります。以前から言っていることです。子育て支援課を教育委員会に入れたらどうですかということです。

これについて資料3です。赤いラインのところになります。教育長、ゼロ歳から15歳までの

学びの連続性・継続性をワンストップで進めていくためには、一つの組織内で保育・教育を担わせていただくことが効果的ではないかと考えております。教育長は効果的と言われております。町長、赤線です。いろいろ言われた後、リスクなり、あるいはメリットなり、そういったことについて報告を受けていると言われました。そして、今後もう少し調査を進めたい。じゃあ町長の聞かれているリスク、メリット教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっと質問の趣旨が分かりにくいんですけども、いわゆる子育て支援課を教育委員会に移した場合のということですか。（発言する者あり）分かりました。そういうことですね。そのことにつきましては、やっぱりリスクというのは、要するに、組織が変更になるわけですから、そこに至るまでの様々な課題、それが出てくるだろうということは予測されます。

メリット、これは、そのときにも言ったかと思うんですけども、県下でも、実際にそうやっている自治体があるということでお話をしました。そのこの町長なんですけども状況をお聞きしたところ、それは、その町特有の判断の中で、ずっと以前からそういう形になっているという状況でありました。現在の状況としましては、より具体的な形、方向性、それはまだ出ておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） つまり町長がその状況にないということですが、ここも。また抱え込んでます。もっと周りに相談して進めていきましょう。もうこれはこども園ができる前に決めとかにゃ大事です。つくりに入ったらもうそっちが大変になります。ぜひやっていただきたい。

調査を今後も進めたいと言われましたが、進めてどうでしたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど申し上げたとおりです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ぜひ一気に進めてください。1人でしたら無理です、あれもこれもありますから。私が今日質問することだけでもいっぱいテーマがあります。これ全部町長でされている。それは無理だろうと。いや誰でも無理です。だから、周りがいるんです。

今後の取組、緊急に急がないと間に合いません。ぜひ進めていただきたいんですが、そこ真剣な検討をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 言い訳をするつもりはございませんけれども、議員が言われますように、全て私が関与しているということではございません。それぞれ所管があります。それぞれ責任を

持って仕事をしておりますので、その点は御理解願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 御理解してくださいと言われましたが、理解できるような動きをつくってくださいと言っているだけです。

そして、先ほどの質問答えられていません。この件は進めていただけますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現状では具体的なものは出しておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かっています。だから、進めますかと聞いているだけです。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） それは明言はできません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） このパターンなんです、だから。それを抱え込んでいると言っているだけです。もう結果は見えているんです。もうこうせないかんというのは、多分。

次に行きます。6年間言い続けて1ミリも進んでいない学校建設です。桂川の将来を考えたときに、もう矢も楯もたまりません。また質問して、結局同じ答えかと思ったらうんざりしていますが、うんざりするだけの、そんなに私の立場ではない。ここはやっぱり聞かにやいかない。お金をもらっていますので、給料をちゃんと。井上町長にお尋ねします。今度はちょっと角度を変えますので、学校建設をするメリット何ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 学校建設についてそのメリットという観点といいますか、価値観、そういったものについては、考え方はございません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） それはおかしいでしょう。ここがプラス、ここがマイナス、全て物事あります、判断するときに。その中でじゃあどうなんかとならないといけないはずです。つまり何も考えてないということを言われたようなものなんです、質問を入れてますので、じゃあデメリットはどうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） デメリットも同じであります。これまでの話にもありましたように、この必要性、学校を新たに建設する必要性、そのことについては、私も必要があるということにその認識は示してきたところであります。ただ、それをメリット、デメリットという言葉で片づけるような、そういう内容のものではないと思っています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私も実はそう思っています。つくるべきものです、私は。でも、町長何度聞いても答えが出てこないの、今回角度を変えたただけの話です。町長は前回言われた、そういう状況にない。どんな状況なんですか。お金の問題ですか。編成の問題やないですかと言ったら、いや私はそういう状況にない。いや、それを抱え込むと言ってるわけです。6年間抱え込まれてますので、そろそろ出しましょう。私1人でこれを言ってる、私だけなのかなと非常に不安になります。町の皆さんからそういう意見届いていませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 特にはございません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そこなんです。私は、かつてある方に、この学校建設にて協力していただけないと言ったら、自分の周りそんなこと言ってる人いませんよと言われてました。私のところいっぱいおるんです。なぜか。私に問題意識があると思ってるから相談に来られている。町長に問題意識がないと思われているから相談に行かれていない。ここが一番の問題なんです、この町の。相談がないと言われてましたが、実は意見が届いてないようですが、今回パブリックコメントで、驚くほどの数のパブリックコメントが出てきております。ホームページに載っていますので、町の皆さんも御覧になってください。7人が20件にわたる御意見を出されています。これだけの数のパブリックコメントは、桂川町ではまずない。つまり皆さんの思いがあります。子育てについて、そして、6人が学校建設について意見を述べています。読み上げます。時間がないんですが、町長は何も聞いていないと言われてますので、町の皆さん6人に限定なんですが言わにゃおれんやったという人だと思しますので、読み上げます。非常に共感する点があります。

資料4、7、7というのはパブリックコメントの番号です。7、校舎がとても古い。たびたび議会で質問されているようだが、町として、今後施設の老朽化にどのように対処していくのかという方向性が見えない。方向性がないこと自体が不安。

8、町内に住む若い子育て世代が桂川町へ定住を決める視点として教育環境は重要だと考えられます。老朽化した学校の建て替えには大きな予算と時間が必要です。近隣の市町では、義務教育学校という形も手だての一つとして実現しています。桂川町も学校の建て替えを早急に決断し、情報を集め、動き出すよう強く要望します。

9、計画には施設の老朽化や少子化、その他多様化する教育環境に対する課題を解決するため、学校編成を含めた教育環境の整備について検討を進めますとありますが、いつまで検討するつもりですか。本町議会においても、学校建設については数年前から議論されているはずですが。桂川

小中学校ともに築年数が40年を超えています。早急に建て直しの実施を行っていただくよう強く要望します。建て直しに当たっては、様々な準備が必要であるかと思ひます、予算の捻出等。先延ばしにせず、まずは建て直しに向けた協議を行ってはどうでしょうか、委員会を立ち上げるなど。国全体でもそうですが、本町においても少子高齢化の急速な進行とともに、生産年齢人口も減少しています。若年世帯の本町への移住・定住を促進する一つの施策に、教育関係を整えることがあると思ひます。本町に移住を検討している若年世帯の方々が、今の桂川小中学校を見たときに、果たして我が子に通わせたいと思ひうでしょうか。周辺自治体では、小中一貫校の実現に向けた取組が既に行われています。本町においても、教育移住の実現に向けて、まずは小中学校の建て直しを実施すべきです。待ったなしの状況であると思ひます。教育機関が整うことによつて、若年世帯の移住・定住が促進し、将来的には生産年齢人口の増加が見込め、結果的に本町の税収アップにつながるのではないのでしょうか。本町においては様々な課題があると存じます。学校の建て直しにおいては莫大な費用もかかることでしょうか。ただ、本町の現状の諸課題の中で優先順位をつけるとすれば、老朽化の進んだ桂川小中学校の建て直しは最も重要ではないでしょうか。

10、学校を建て直してほしい。桂川町にある小学校・中学校の経年劣化は部分的な修繕を繰り返すのではなく、小中一貫校として建て直すのも考慮するのもありかと思ひます。近年の自然災害の多さも心配。現在の避難場所指定になっているところもほとんど古い建物ばかり、早急な対策をしていただきたい。

11、いつも検討という言葉を使っている感じがしますが、いつまで検討するのでしょうか。時間がかかり過ぎでは。検討というワードで逃げている印象が否めません。切実な問題なのです。子どもたちの未来のことをもっと真剣に考えては。

12、学校を建て直してほしい。以前塗り直しやトイレなどの部分的な修繕は行ってもらったが、全体的に経年劣化は変わらない。保育所、幼稚園は以前雨漏りなどもあり、子どもたちを預けている最中に災害が起きた場合には危険なのではと思ひていました。避難所ともなる場所なので早急に建て直してほしい。

6つのそれもある程度長い文章が書かれています。もちろん町長はこれ見られていると思ひうんですけれども、どのように今聞かれて思ひわれていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どのようにというのはどうなんでしょう。その感想ですか。（「はい、感想とお考えをお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） パブコメで出された意見ですから、それは、パブコメの意見として真摯

に受け止める必要があると思っております。内容的には、これまでも何度も申し上げておりますように、同じことの繰り返しになります。そういう取組の必要性、それは感じておりますけれども、より具体的なものについては、まだそういう状況にない、そのように理解しています。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） またいつものフレーズが出ました。そういう状況にない。もう少しつけ加えれば、自分はそういう状況にない。12月でこう言われました。具体的な取組といたしますか、それはございません。絶えず気には留めておりますし、自分なりに勉強といたしますか、それはやっているつもりです。抱え込んでるだけです。塩漬けにしてどれだけたつんですか。

いいですか。私が議員になって初っ端なに言ったのはこれです。あのときに本当に動いていれば、あのときは、小中一貫校で30億で建てたと思います。今、50億、60億、もっと要るんじゃないかという話があります。

町長がその状況にない中で、これだけの町の皆さんのお金がなくなっている。一生しないんですか。あと1年半しか僕ららないんです。その中に道筋をつけにやでしょう。今後どう取り組まれるんですか。ずっと研究されるんですか。心の中で気に留めておるだけなんですか。それは、行政や町長じゃないでしょう。仕事として動かにやでしょう。どうされますか。動いてください。少し考えを言ってください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） もう繰り返しになりますけれども、今、町が取り組んでいる状況はもう御存じのことと思います。この学校の問題に限らず、これまでずっといろんな要請をされています。そういった要請が全て実現できるかということについては、やはり時間がかかりますし、当然予算の問題もあります。義務教育学校のよさ、課題、そういったものについても、ある程度ですけれども承知はしているところです。すぐに取りかかれる状態にはない。そのことは理解していただきたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 理解できないから言っているんですよ。理解できないってみんな言よんしゃるでしょう。いつまで検討するんですかと。もうすぐ50年たつんです。私たちの子ども、そこに通わせるんです。少なくとも町長が町長でいる間は自分で抱え込むということですか。動き出さんのですか。動いてください。

次に行きます。これだけの意見がありながら、何も心が動かない。体が動かない。頭が働かない。何なんですか。

4、大将陣公園横に計画されている産業廃棄物処理施設について、現状を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 昨年の12月に風向、風速の調査の期間が終了し、飯塚市の大将陣公園に設置されておりました機器については撤去をされたという報告が業者のほうからなされております。しかしながら、福岡県のほうに調査報告書の提出がなされたということは、まだ報告のほうは受けておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私たちも一応保健事務所に行っているいろいろ話は聞いていますが、少し動きがあっていると思います。現地に行ったら、目印がずっと打ってあります。町長、御存じですよ。動いていますよ、どうも事態は。

では、次の質問です。12月議会で飯塚市長ともこの件については連絡を取っていきたくて言われていました。産廃の件で飯塚市長とこれに絞って協議行われましたか。いつも何か話しているからそこでは言っていると言われましたが、ここに絞った協議されていますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件に絞った協議は、これまでのところしておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） これも抱え込んだら困ります。これは大きい問題ですので。どれも大きいか。

2に行きます、じゃあ、してない。今後の取組です。桂川町議会は飯塚市議会に、この件について取り組んでほしいと要望書を出しました。飯塚市議会はすぐに対応されて、12月13日やった、反対決議を行い、県に意見書を出されました。その結果、住民にも動きがあります。当然、飯塚市長と話したら、そんなんは出てくるはずなんです、そんなこと分かっています、御存じですか、町長。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほども言いますように、いわゆる議員が言われるこれに特化した形の協議は行っておりませんので、そういった内容については承知しておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 話せば出てくると思うんですけど、そういう状況にないんですね、これも。悲しいです。

問題は、桂川町議会が動きました。住民が動きました。そして、町長が動きました。今、飯塚市議会が動いて、住民が動いています。あとは飯塚市長です。だから、あえてこの質問をしているんです。あと飯塚市長に反対の意思表示をしていただければ、全部そろいます。ですから、ぜひ大きなうねりになると思いますので、飯塚市長に、私たちが議会に要望したように、この件動いていただくように要望していただかせませんか。いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 協議はしたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。早急の問題だと思いますので。

次、3番です。住民説明会の開催をお願いしたいというところです。

町の皆さんも不安に思っていると思います。今までの経過をそろそろ説明せにやいかん時期かなと思っています。相手も動きつつあります。町主催で住民説明会を開く時期と思われるんですが、いかがでしょうか。されませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現在のところ考えてはおりません。これまでも申し上げてきましたように、この住民説明会そのものが、相手方との対応の中で適切なかどうか非常に疑問に思うところでもあります。ですから、現在のところでは、町が主催となって住民説明会をするということとは考えておりません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと、すみません。疑問ですと言われましたが、疑問というのはちょっと微妙ということですか、それはすべきじゃないという疑問なんですか。疑問をもう少し解いてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 要するにこの案件につきましては、これからどういう形で進んでいくのか明確なところは分かりません。ただ、私の気持ちといいますか、考え方の中では、法的な手段というものが考えられます。その場合に、町が損をするといいますか、不利になるようなそういったようなことについては避けていきたいという意味です。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よく分かります。非常に微妙な、町としては動きにくいということのは理解しています。じゃあ町じゃなくて議員や住民が説明会をやっていくということには反対はされないですね。反対しようがないですね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 個人的にされるということについて、それは、町のほうから直接的なこととは言えないと思いますけれども、ただ、やっぱり議員も言われますように、町を挙げて反対している案件であります。だから、できればやっぱりそういった、先ほども言いますように、法的な案件になって不利が生じるような、そういうような結果になるような動き、それは、私としては謹んでいただきたいという気持ちがあります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町としてのやりにくいというのは理解しているんです。だから、こっちで動くという分は反対できないでしょう。そのときに、住民が動くことですから、場所とかの提供、また広報にこういうことをしますよと入れることは可能ですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとそのときの状況というのが全く見えてこないんですけども、一概に可能とは言い切れないと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） そろそろ腹くくりにやいかん時期と考えております。

では、次行きます。5、ふくおか県央環境広域施設組合の新ごみ処理施設についてです。

町長から見た現状について教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○議員（3番 柴田 正彦君） 昨日も川野さんどんどん言うべきところやないところで言わせておるんです。ある種のパワハラと思っています。後でしっかり検討してください。川野さんは答える立場にない。町長お願いします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現状については、この3月議会の初日の行政報告の中で述べたとおりであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、言ってください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 述べたとおりであります。

○議長（林 英明君） 暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 質問を、同じ質問を聞きます。現状、町長から見た現状について教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この件につきましては、昨日からの一般質問の経過もありますけれども、

この一部事務組合でありますふくおか県中央環境広域施設組合の事務内容については回答できません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中身については触れません。現状は、どうか。

じゃあ、次の質問、先に行きますね。県中央の臨時議会で予算が否決されましたよね。その理由を、新聞にも書いてありますよね、隠す必要ないですよ、簡単でいいです。教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） このことにつきましても回答できません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 多分初めて見られて、今聞かれている方は、何で回答しないか理解できていないと思います。お願いします。どういう理由で回答できないかというのを昨日お話しされました。同じことを言うてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 一言一句同じというわけには参りませんが、議員も御承知のとおり、この一部事務組合というのは、県知事の許可を受けた特別地方公共団体としての法人格を有しています。よって、一部事務組合によって共同処理された事務は、組合を構成する地方公共団体の権能から除外されるという規定になっています。

また、この地方議会の実務提要という、これは本の名称ですけども、それによりますと、「当該他の地方公共団体の事務について一般質問をすることはあり得ない。一部事務組合のことは、一部事務組合議会で質問するのが原則。また、当該市町村と一部事務組合とは別の法人であるため、長と管理者が同一者であるということのみで、長に対し、一部事務組合の事務について質問することはできない」と規定をされています。ですから、このことからしましても、先ほど言いますふくおか県中央環境広域施設組合の一部事務内容について、私のほうから回答することはできないということでもあります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中身を何かいろいろ言ってくれと言っているんじゃないんですよ。非常にこの間の動きが変なんです。理解できない。いいですか、町長がそのことを言われたのは、この10日の議運なんです。でしたよね。私たち一般質問は、3月5日に、もう出しているんです。もしそのことを言われるなら、その前に言うべきです。ところが、そうは言われぬ。何ですか、何でこげなつたんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議会運営委員会の冒頭でも申しましたけれども、私どものほうで勉強不

足の点があったことは確かです。ですから、本来なら、これはもう制度的なものですから、私どもは事前に承知、私どももそうですけども、議員の皆さんも事前に承知しておくべき内容だと思っています。

ただ、なかなか、一部事務組合と、それを構成する地方公共団体という、その関係において、これまでずっと事務処理は、されてきましたけれども、こういった非常に大きなプロジェクト事業、そういったことについての認識といいますか、その権能の在り方というのが足りなかったということは反省しております。

ただ、制度として示されている以上、私どももそれに従うしかないと考えています。ましてや、今、御質問のこの反対の理由とかこういったことについて、私どもが解答できる、そういう立場にはないということです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中身云々は何も言っていないんですよ。私たちのところに何か文書が届きました。これは、ある会社が動いている。ある議員が動いている。あります。そんなこと何も聞いていない。事実かどうかも分からんし。新聞にあったことを聞いても、それが駄目って。

じゃあ問います。昨日ですね、実は、本当、小心者ゆえにぶち切れました。なぜか。町長は何でこんなところで言うんですか。それ知っとったんならここで言わなでしよう。何でここで言ったんですか。一般質問の前日ですよ。いや聞いていません。今言いましたか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ですから、私どもも、今回の一般質問が出て、それにどう対応していくかという、いろいろ検討していく中で、こういった規定というものを再認識したということでもあります。ですから、一般質問が出た段階で、そういったことについては、勉強不足で申し訳ないんですけども把握できていなかったということでもあります。

だから、議会においても、この一般質問自体の規定を見られたら分かると思いますけども、町の議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て一般質問することができるとなっているわけです。

ですから、3月5日の当初の段階で、議員から一般質問が出され、そして、議長のほうで、それを受け取ってありますので、それに対応はしていかなければいけない。ただ、先ほど言いますように、対応するにしても、いわゆる回答できない、そういうものがたくさんあるということについて認識をし、そのことを議会運営委員会の中で報告したところであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） もう僕らは出しているんですから。受け取ったんですから。今回

は、それで行かないかんでしょう、普通。それを、あえてですよ、前日にそれを言う。何があるんですか、県はって疑うしかないじゃないですか。どうなっているんですか、これは。

通常、ここで通告書を受け取ったら、そこでせなでしよう。そして、こんな疑問が出たんなら、「すみません、こうでした、次回からは」でしよう、普通は。だから、僕は二元代表制と言いながら、町長は議会を軽視しているじゃないかと言ったんですよ。おかしいでしよう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 何度も申し上げますように、これは、例えば、今言われるように、その時点、3月の5日なら5日の時点での話じゃないんです。もう制度ですから、私どもが知らなかっただけの話であって、もともとの制度として、一部事務組合とそれを構成する市町村との関係です。そこをきちっとした形で整理しておかないと、一部事務組合を構成する地方公共団体は複数あるわけですから、複数ある中で何をもって決定とするか、それは、この県知事の許可を受けた特別地方公共団体という位置づけの中で業務を遂行しているということですから、そのことについて私どもが答えることはできないということを申しているわけです。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 中のことを、内側のことを言っているんじゃない。外から見たことを言っている。そして、今言われた、この6日から9日の間に、その情報が分かった。だから一般質問の直前に、「答えんよ」、こういうことですよ。

でも、ここで受けて検討したでしよう。私たちずっと準備しているんですよ。一般質問、大変なんですよ、僕にはね。大変です。そして、今回は、特に、前言ったように、連合審査会が行われます、13、14、17、これは町の皆さん来ていただきたい、何をやっているか。そんなのがある。大事なことがある。並行してやっているんですよ。そして、フーフー言うて、ようし、一般質問、最終的にどげしようかって考えているときに、「答えませんよ」、それは二元代表制から言っておかしくないですか。町長の言いよんしゃることは、あくまでも法律かもしれない。そこ、まだ確かめ切っていないからですね。でも、それ変じゃないですか、やっぱり。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 申し訳ありませんが、先ほどから何回も言いますように、これは、こういうことになったから、いろいろ手を尽くしているということじゃないんです。もともとその法律の制度の中で決められていることなんですよ。それが分かったから、議会運営委員会の中でこうですよということを言いました。だから、私はおかしいと言われること自体が、私には理解できない。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） よく分かりました。僕には理解できません。私はそうしないから。

次に入ります。資料5です。ごみの分別削減です。本来、ここからやりたかったんです。資料5、2024年12月13日。私は、ずっと気になって、ごみの分別削減について、11月29日県央の方に質問したら、「それはうちじゃありません、市や町の仕事です」と言われました。町長に聞いたら、「いや、基本的にはそうです、集めて運ぶのは市や町やろうけど、県央のほうでは、あとは焼く部分からしか関わらん、これが筋でしょう」と。ただ、「ごみの減量化とか分別、そういうものには協議をすべきだということは何度も組合の中で言ってきた」と言われました。

では、柴田です。下のほうへ行きます。赤線引いている、ちょっと上から、もうここから読みます。「ところが」からです。「ところが、今のごみの分別、そんなんがまだテーブルに載っていない。いいですか、ごみは資源なんです。ここでも言いましたよ。分ければ資源です」、「例えば、いろんなものを資源として取り出せば、今までごみと出ていたのが一気に減りますよ。そしたら、大きなごみ焼き場やないで、もっと小さいのができる。だから一括してやらないかん。むしろ、ごみの分別・削減が先行するはずなんです。せないかんやった。ところが、これを誰もリーダーシップを取っていない」。今、内部の話じゃないですからね。市や町の責任と言ったんですから、市長、2人の市長と町長の責任ということですよ。

2ページ、「できていないごみの分別・削減ですが、現在どこで誰がしているんですか」ということに、環境課長、担当課長は、「現在、2市1町の環境担当課のほうで分別、それからごみ袋の分け方について協議を開始しているところです」。町長に、「この分別・削減、県央にも言ってください。嘉麻市、飯塚市の市長とも話して、早急に進めてください」と言いました。町長、「議員が申されていることはよく分かりました。私もそれをするつもりで取り組んでいきます」、で、町長として、そういったことを言っていたらいいんですか、あくまでも町長としてですよ。組合長と関係ないですよ。どうでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） この該当する市町村で、まあ村はないんですけど、市町で担当課のほうで協議するように指示をしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ところがですね、資料6です。2021年12月16日、3年と3か月前の話です。私の一般質問です。最初のほうから、ちょっと読みます。「新しい施設では、ごみを効率よく焼くだけの施設としてではなく、そこから熱や蒸気も利用して、ビニールハウスでイチゴや野菜を作ることも可能でしょう。雇用も生まれます。温水プールや大型入浴施設を造り、住民の健康に役立っている市町村もあります」、いろいろ調べました。「一方で焼却施設だけじゃなくて、ごみを減らす努力も必要です。ごみの収集方法を見直し、資源として活用してい

る市町村も多くあります。プラスチックを分別してリサイクル、廃材をバイオマス、生ごみを収集し、肥料を作り、有機肥料にして農地に返す。循環型の取組をしている市町村もあります。ごみではなく資源として捉え再生させる。単にごみ処理施設、焼くためだけのごみ処理施設としてではなく、資源再生施設、資源活用施設としていくことが大切だ」と述べました。町長、途中から行きます。「まだ計画が始まったばかりですから、御指摘につきましては基本的に十分反映されるという、今の段階ではそのことしか言えない」と、基本的に反映されると言われました。

下です。2022年3月11日、3年と1日前の質問です。「缶等集め方、穂波と桂川で違いますね」と言ったときに、保険環境課長、当時の課長は、次のように言われました。「議員御指摘のとおり違っている」と。そこで、「分別方法の違いにつきましては飯塚市と桂川町だけではなく嘉麻市とも一部異なる部分がございます。ふくおか県央環境広域施設組合でも、今後検討する新たなごみ処理施設が供用開始するまでの期間に、構成市町の間での分別区分の統一に向けた検討調整が必要であることは確認している」、そういうことが必要だと言われています。確認までしているんです、3年前に。

2ページ。ここでは、ちょっと端折りますが、プラスチックも資源としてそういう法律があるんだと。「施設組合、構成市町において複合的な視点から検討をしていきたい」と3年前に答えられています。

柴田、何回も言っていますが、「単なる大型ごみ焼き場ではなく、資源再生施設とする発想が大事」、「資源としての活用を副組合長として、井上町長、提起してください」。町長、2行目から行きます。「ごみの処理と同時に資源としての活用、これはもう重要な課題だと思っておりますので、関係市町、もちろん組合とも協議をしながら進めていきたい」。

6月22日、同じように、また言いました。「単に大型ごみ処理施設じゃなくて、次世代に対する責任を果たすべく、資源活用センターとしてほしい」。少なくとも3年前に動いていたはずなんです、これ見る限り。何があるんですか、県央は。

そして、この時期動いていたはずが、止まっていますよね、今またやり直しているんですから。止まっている間に、大型ごみ焼き場建設が、どんどん進んでいっているんじゃないかなど。時間がないから確かめようもないんですが、そこまで考えています。

私は、県央の議会で質問したいんですが、権利がないんです。うちでは、林さんと下川さんしかない。僕らに届いている意見は、どこでどうだったんですか。ここで話しても、私は知らんよと言われた。あとは、林さんと下川さんをお願いするしかありません。これも変だなとは思っています。

次へ行きます。こういうのが配られました、全世帯に。町の皆さん、これを見て、やっぱり問題点や不安を持っていらっしゃると思います。つまり、今までの経過を説明することが必要です。昨日、

吉川さんが言われました。そのとおりです。そして、これは県央の議会で説明をするようにという全員賛成になっていますということは、いずれあるだろうと思っていますが、一向にありません。

それですね、町長にお願いしたいのは、町長にですよ、これ説明するように県央に言ってください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どんなふうに言ったらいいんですかね。いわゆる、この住民説明会の要望を受けていることは確かです。具体的にどうするかということについて、これは当然、私どもだけでできることではないと思っておりますので、具体的な内容については回答できません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 要望してくださいだけです。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） はい、要望はします。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 町長ですからね、してください。

6に入ります。どうも、ちょっとその前に、やっぱり変ですよ、この動きと。3年前に進んでいたのが止まっているというのは町長も理解していた。当時の課長は動いていたはずですよ。止まっている間、3年間に何をやっているんですか。分かんないんです、これは議員やないから。分かるのは、町長と、出ている2人の議員だけなんですけれども。多分、その2人の議員もようと分かってないんじゃないですかね。むしろ、内部で何かがありますよね、今。あえて、この時期で、町長が「答えんよ」と言われるだけの何かがあるんでしょう。もうすっきりしませんか。まあ、いいや。町の皆さんも、何かよう分からんごとあっていますので直接聞いてください、町長に。

6です。公用車購入についてです。

新しく買った公用車の車種、値段、また、この車、新車かどうか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 公用車の購入につきましては、車種はトヨタクラウン・クロスオーバーGを、入札により527万6,360円、新車を購入しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちょっと待ってくださいね。資料が消えました。皆さんは、資料7をちょっと読みよってください。探し出します。ああ、出てきました。予算は、558万3,000円が上がっていました。厳しい町の財政の中で、新車、クラウン、正しいんだろうか

と思って質問しました。

そして、井上町長は、次のように答えられています。井上町長の部分の赤線を引いている部分、こう予算に上げるということは、「そういった車関係の話を進めていくこと」は予算を上げないと「できない」、「ですから、今回申し上げております予算は、あくまでも、そういう同程度のものを購入した場合の想定される予算ということで上げていますけれども、このことにこだわるつもりはございません。予算が通していただければ、より現実的な対応を考えていきたい」。

質問なんです。現実的対応が、527万3,000円の新車クラウンになった、その根拠を教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回の公用車購入に当たり、新車購入、中古車購入、リース、それぞれのメリット、デメリットについて研究いたしました。

その上で、町長公用車として、地方公共団体の長が、地方自治法第1条の2第1項に規定する役割を果たすために必要な業務を全うするための機動的な交通手段であるという役割を果たしつつ、安全性、安定性等を兼ね備えたものである必要がありますので、そのことを踏まえて、常時運転をする運転手の意見を聞きながら購入に至っております。

最終的には、コストを削減し、安全性、安定性を確保するため、新車を入札で購入し、メンテナンスを行いながら長期間使用するという方針で、今回の購入車購入に至っております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） この車、決めたの誰なんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 最終的には、運転手等の意見を聞きながら、関係者で決定をしております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 関係者を教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 前回のときにもお答えしたと思いますけれども、総務課を中心に、財政面に関しては企画財政課も含まれたところで検討しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） あそこまで町長が言われたら、そこを付度して、中古車なり、もっと違う車をすべきですよ。違う付度が働いているような気もして心配です。

総務課長、このように言われていました。9月20日、「総務経済建設委員会につきましても、購入に関しましては、町にとって財政面、いろいろな面を考慮した中で有利な方法で確実に決定

していただきたいという御意見をいただいておりますので、その意見を尊重しながら決定していくことになるかと思えます。また、必要であれば、委員会等で御意見もいただくようなことがあるかと思っています」、僕は文教だから分からないんですが、総務経済建設委員会の皆さんにも相談を今回されましたか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 10月2日の総務経済建設委員会につきまして、新車購入、中古車購入、リースの場合、それぞれのメリット、デメリットの研究をした結果のほうは、御報告をさせていただきます。

結果といたしましては、どれも甲乙がつけがたいという結果でございます。それぞれの長所が、それぞれの欠点、そういうふうな結論に至りましたので、今回につきましては、コストを削減するという点につきましては、前回のクラウン同様、メンテナンスを行いながら長期間使用するというのが一番コスト削減につながるのではないかという形で新車購入という形で方向性を決定しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） ちゃんと総務経済建設委員会に相談されたということは大事と思います。彼らの責任にもなりますし、予算は、議員の決定は仕事ですので、相談されたことは当たり前前だけど、よかったなとは思っています。

ただ結果として、当初の予算より30万円、31万減なだけなんですよね。このお金、町のお金なんですか。

井上町長、率直にお尋ねしたい。新しい公用車、ただ、さっき町長公用車と言われましたよね。町長公用車なんですかね。前、違うじゃないってことを言われていたような気がします。まあ、いいや。これは、また後で聞きます。

町長、この新公用車に乗って、どんなお気持ちですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まあ、安心して乗ることができるということであります。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 少し言わせていただきます。町長が車に乗って、桂川小、中学校の横を通ったときに、子どもたちと出えられるでしょう。50年近くたつ校舎に子どもたちを押し込めておいて、新車に乗って、申し訳ないだろうと思われているから聞いたんです。私だったらそうなります。

では、次へ行きます。7、行きます。庁内横断のワーキング・グループができて2年弱たっていると思うんですが、このつくった狙いを教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議員御指摘の移住定住プロジェクトチームにつきましては、移住定住という重要かつ幅の広い行政課題について、担当課の担当者、企画財政課企画広報係になるんですが、そのみだけでなく、所属課や世代間の枠を超えた横断的なチームで施策形成を図るべく組織したものでございます。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） どのようなことを、今まで取り組まれてきましたか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 本年2月末までに12回の会合を開きまして、興味深い施策を展開されている市町村の特徴と、桂川町の強み、弱み等を照らし合わせ、また、メンバーそれぞれの担当業務や職歴、世代間で異なる視点等を加味しながら、好事例の調査研究を行い、令和7年度当初予算において、新たな施策を提案するべく取り組んでまいりました。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） その新たな具体的な施策について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 令和7年度の当初予算におきまして、結婚祝金支給事業と、大学等通学定期券購入補助事業の2事業を新たな施策として御提案しております。

まず、結婚祝金支給事業は、従来から国県の補助金を活用して実施しております結婚新生活応援事業を補完するものでございます。これは、結婚という事実は同じでありましても、国県補助事業では所得要件や年齢要件等で対象外となる場合に、その要件を一定程度緩和し、町単独で祝金として支給するものでございます。

また、大学等通学定期券購入補助事業は、本町が福岡県のほぼ中央に位置する地理的優位性や、筑豊の玄関口と呼ばれるJR桂川駅のポテンシャルを生かして、子育て世帯の移住定住や若者の流出抑制を図ることを目的とするものでございますが、学生の経済的負担の軽減及び就学機会の向上に資する施策でもあり、また、公共交通の利用促進や新たな公共交通利用者の発掘にも寄与するものでもありますので、一つの施策で多岐にわたる効果が生み出せるものと期待しております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） このような施策が作られていたということ、このこと自体に、まず感謝いたします。今回、いろんな話の中から施策が生まれています。できれば続けてほしいんですが、今後、どうされますか。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 先ほど申しましたように、これまでの取組の成果としまして、複数の施策の御提案に至ったところでございます。

また、町独自の制度を立案するという事は、職員にとって全ての所属において経験できるものではございませんし、担当業務や、これまでの職歴、世代間で異なる視点等で議論したことも、この取組の副産物と申しますか、効果として挙げられるのではないかと考えておりますので、この経験が参加メンバーの本来業務にフィードバックされることを願いながら、4月以降、メンバーを改めて再始動したいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 非常に素晴らしい取組と思いますので、さらに続けてください。もうある意味、施策につながらなくても素晴らしいと思っていますので、町長、この取組、どうお考えですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 特に若い人たちの意見が反映されているという点からしましても、非常に今後の効果にも期待をしたいと考えております。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 応援してください。私は聞いたときに、多少、失敗してもいいじゃないですか、させてください、それが次につながりますのでと言いました。それは、町長が卒業式で言われた、「失敗は次への改革につながる」と。僕もそう思います。そして、失敗していません。こんなことをしていつている。ぜひとも応援お願いします。できれば、複数のこういうのが、ワーキング・グループがあると、負担にならない程度ですけどね、あったらいいのと思っています。

最後の質問です。財政状況です。町政報告の中で気になっていることです。

まず、飯塚の市長がどう言われたかを言います。次に、嘉麻の市長がどう言われたかを言います。飯塚市長は、議会の中で次のように言われました。これはネットで確かめることができます。飯塚市長、「厳しい財政状況を打開するため、財政の健全化を最重要課題として、総力を挙げて行財政改革に取り組んでまいります」、嘉麻市長、「2年連続経常収支比率が100%を超えるなど危機的状況になっています。人口減少や少子化対策などの課題も多く抱えており、財政再建と魅力あるまちづくりを同時に進めなければならない」、市長は、それぞれ言われました。

ところが井上町長、桂川町井上町長の町政報告には、その言葉がないんです。うち大丈夫なんですか。何でないんですか、教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 何でないかということよりも、これは昨日のあれやったですかね、昨日

の行財政改革の質問の中でも申し上げましたように、いわゆる行財政改革につながる健全財政の維持、これはもう、いつの時も大事だと思っています。まず健全財政、これを堅持、維持しながら、教育福祉の充実、あるいは、コミュニティの活性化、生活環境の整備、そういったことに取り組んでいく、そのことが私は肝に銘じている姿勢でありますので、これに代わることはございません。

ただ、あえて言わなかったということでもございませんし、御理解は願いたいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分からない、だから聞いているんです。喫緊の課題でしょう。昨日だったかな、行政改革って質問されましたね。今までどおりのことをやとったんだと。そんな形だった。僕は、行財政改革、そんなことかなと思ってネットで調べました。次のように書いてある。「行政や財政などの制度や組織などを改め、変えること」、改め変えることなんですよ。町長の発想は、昨日と同じ今日、今日と同じ明日でやられてきたと思いますが、もうそんな時代じゃありません。

岐阜市の行政財政改革のところには、こう書いてあります。「人口減少や少子高齢化の進展は、岐阜市のまちの力や都市の存在に影響を及ぼすことが懸念されています。こうした厳しい環境にあっても将来に渡る持続可能な都市経営を継続していくためには、時代の変化に対応した形で行財政改革を推進することが求められます。そして行っていく」、つまり、そういった改革というのは、昨日と同じことをやることじゃないと思いました。

この件、ちょっと時間がありませんので、この件については、6月議会で丁寧に質問しますが、実際に、じゃあ昨日聞いてがっかりきたんですが、昨日と同じだけど、今日と同じ明日ならば何もしないということですよ。今のままでいい。いや、そんな状況にないと思いますよ。大型ごみ焼け場ができようとしている、学校建設どうするんですか。こども園もありますよ。そんな中で、財政をもう一回見直さないかん、これは12月議会でも言って、課長のほうは、いや厳しい状況に実際あるんだと言われましたよ。ある程度の組織を作りながら見直していかないけない、これは、そちらの問題、自分たちの問題ですと言われてました。町長もそうだと。町長はどうですか、同じですと言われた。だったら、それなりの手だてを打ってほしいんですが、打っていただけですか。

○議長（林 英明君） 最後です。井上町長、どうぞ。

○町長（井上 利一君） この維持、堅持、それに努めることは最大の課題であると思っております。それを維持することによって、次の課題への対応ができてくると、そのように考えています。

○議長（林 英明君） はい。

○議員（3番 柴田 正彦君） だから、次をどうするかですよ。そこを今度、述べてください。

6月にお尋ねしますので。3か月あります。抱えこまんで動いてください。

柴田、終わります。

○議長（林 英明君） 次、2番、下川康弘議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 2番、下川でございます。私の今回の一般質問は、全てかぶっております。質問1の空き家対策、これは杉村議員ともかぶっておりましたけども、違った目線、違った角度から、ちょっとだけしゃべらせていただきたいと思います。質問させていただきます。

まず、空き家対策について、1つ目ですね、空き家等対策協議会の進捗状況を原中課長、ちょっと教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） お答えいたします。

桂川町空き家等対策協議会につきましては、昨年8月1日に設置し、2回の協議会を開催しております。空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、管理不全空き家の対応及び空き家の利活用等について適切に指導するための取組、方針をまとめるために、桂川町空き家等対策計画の策定に取り組んでまいりました。

少子高齢化に伴い、年々増加していく空き家問題に対し、相談窓口を設置するとともに、関係機関と連携した取組を行っていくための様々な手法について、多くの意見を賜り、このたび計画策定に至りました。桂川町空き家等対策協議会につきましては、令和7年度においても引き続き、当計画に基づき、進捗状況を報告しながら、御意見等を賜り、取組を進めていく予定でございます。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ありがとうございます。今聞いていますと、まだ桂川町に至っては2回行われたとして、まずは危険、今危険な空き家と言われますかね、特定空家、こういったところをどうしていくかというのが、今メインじゃないかなというふうに思います。

そこで、先日、私、杉村議員もおっしゃいましたけども総務経済建設委員会で綾部市というところに行ってきました。綾部市は、平成20年に企画広報課に定住サポート窓口というのを設置されるのです。平成20年ですから16年前なんですよね。その中で、空き家をどう活用していくかなということで、それを活用されて、いろんなことをされておりました。

その中で、やはりすごいなというのは、今現状でも、実際、人口減ってる、平成20年からされまして16年間ですね。実績が八百何件あるんですよね。すみません、いろいろな資料を持ってきたもので。実績は887件かな、あります。そういうふうにも実績として、すごく移住定住が増えてきているということを教えていただいたんですが、ちょっと待ってください、実際、すみ

ません、386世帯引っ越してきて887人の人が移住されております。その年齢層としても、30代、40代、50代、その次に多いのが0歳から9歳、人口ですね。それがやっぱり小っちゃな子どもを連れての方が移住してきてあると。昨日、杉村議員も言われましたけども、のんびりした生活がしたいんだという方で、やっぱり農間、農村地、山の中とかですね。例えば、空き家も、前に土地があるとか畑がついていると、そういったところは、すごく評判がいいということでした。

その空き家に対して、昨日、10万円の話がありましたけども、空き家を10年間無償でお借りするというのもあります。お借りして、それにトイレを水洗化にしたり、改修料300万円、これは市がかけて、トイレ等をきれいにして、水回りですね、それで移住してきたいという方に対してお貸しすると。月の家賃が3万円、敷金を9万円頂く。期限は3年間。3年間過ぎて、どうしますかと。ここはいいから買い取りたいと、もし住みたいとなったときは、その土地の持ち主と話して譲渡をします。

今までですね、実際に十軒動きがあって、3軒制約してありますねという実績も出している。その土地を使える空き家をですね、どうにかうまく使える方法。昨日の話にもありましたけれども、増改築費用を補償したりとか、例えば、金融機関から借りる300万円を限度として、それに対して市が保証人になるというようなことも取り組んでありました。こういうのを、やはりここまでしてしていくと。それで、例えば、その中でもう一つ気になったのが、人口の推移なんですけども、やっぱり綾部市は、「移住定住のまち綾部」と言われていますけども、人口を増やしたいと思うと、やっぱりどうしても減ると。これは少子高齢化ですね。自然減。お亡くなりになる方が増えますので、するんですけども。人口は、どこにいたの、すみません、すみません、何かいっぱい資料作ったら分からんごとなるんですよ。人口としてですね、今、令和5年の人口動態という言葉で、綾部市が491人減ったと、人口がですね。そのうち自然動態、自然減ですね、これは487名、社会動態、転入転出、これは昨日、大塚議員のほうから質問が出ていましたけども、これが4人なんです。桂川町、人口1万3,000人、これは令和5年ですから、そのときの自然減が127人、社会動態30人、減っているんです。これだけ家が建っているようであっても、まだ桂川町は、社会動態、これは減っています。

先日、飯塚市の武井市長が、自然、これも社会動態が増えているというのをすごく自慢げに、ある講演会で話してあったので、やっぱりそうなんだとということで、桂川もこれだけ家が建ったから、すごく増えてきているのかなというふうに思うんですけども。

じゃ、私、何が言いたいかというと、今後の課題として、やっぱり空き家問題というのがすごく、日本全国、もう国を挙げて問題だと言っております。その中で、今、この綾部市さんというのは、もう5名の人でされているんですよ。定住の専門課部署をつくられて、そこが、定住地域

政策課という方が5名、係長を中心に5名おられまして、課長もおられましたけども、その5名で今もやられている項目がすごくあります。その中でも、専属としては、この5名でやられている。

今、桂川の場合は、先ほど、ワーキング・グループというのがあって、建設課それから企画財政課と混ざっているいろんなことをやっていると言われたんで、今から先のこの空き家対策にそういう形で取り組むのも一つでしょうけど、今後の課題として、今、町史編さん係ですか、今2名、今回やられてますよね。あんな感じで、空き家対策専門のチームをつくられるのも、一つありなかなと。移住定住に力を入れるのであれば。そういったところを、私は今、思っております。この件について、町長の、すみません、突然振りますが、町長、どういった、いい考えだと思われませんか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 空き家対策についてということでありまして、先ほど担当のほうで説明しました内容からしましても、本町においては、まだまだ本格的に対応ができていないというようには思っております。この空き家等対策計画の取組の中で、特に必要なのは、関係機関あるいは、いわゆる民間の事業者、そういったところとの連携が必要であって、その連携によって相乗効果が出るような、そのような取組が必要だと思っております。

また、国の政策のことについても触れられましたけれども、本町も空き家が多いと。これは、おのずと高齢者が多くて、そして、自然減と言われましたけれども、いわゆる亡くなられる方が多い。そのために空き家が出てくる。そして、その空き家の利活用について、なかなか、まだ今、制約がたくさんありますので、そういったところからしましても、国の有効な制度、そういったことについても取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ちょっと調べていたら、やっぱり、いろんな補助金なり交付金、助成金等があります。これを少しでも、それは町に対してじゃなくて、そういうふうに移住してきた方とか、その空き家を利活用する方に対する交付金、例えば、半分何かの補助しますよとかいうのがありますので、そういうのも使って、それはやっぱり、この綾部市に行ったときに、桂川町と似ているんですよ、のどかなんですよ。

ただ、交通の便がいいですね。高速道路が近いとかいうのがありましたけども、のどかで田園が多くて、静かなまちだと。それで、移住定住のまちということでやられています。

先ほど言った5名の方がいろいろやられてるんですけども、空き家の動画の配信ですとか、それとか、その中で、私が、うちの行ったメンバーが、一番ちょっとすげえなと思ったのが、「あやべ3040成人式」というのがありました。普通、ここ今、成人式、10歳で成人式とかよく

今、学校で取り組んでありますけども、30歳になった方、40歳になった方に対して、案内を出して、「成人式しませんか」と。3040成人式という名称でした。

遠くに働き行っている人が帰ってきたりとか、そういう形で、同窓会ですよね。同窓会を市が組んであるというのがあったんですよ。それで、その地域の食事券を皆さんに配って、地域で飲み食いしてもらおうと。もし、よければ、そのままこっちに帰ってきてくれませんかというような、そういうのもされておりました。

先ほど、今、町長言われましたように、いろんな業者、不動産屋さんとかそうした方とも相談会を実施されているということで、とにかく、なんかこの空き家対策等々に対して、すごく前向きにされておりましたので、今、これをうちのメンバーにやってくださいというのはちょっと厳しいというふうに思いますので、今後の課題として、それと今、若い職員の方がおられるので、SNSとか、私たちはちょっと厳しいんですけども、若い方にとっては何でもないことかもしれないので、SNSそういったものを使って発信していただければなというふうに思っております。これ、答えます、課長。SNS使う気ありますか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほど、下川議員の今の御質問の中にも、町の課題として、桂川町においても、70%余りの利活用がかなり有効にできるという空き家がございます。このような発信を、やはり町の広報だけでなく、こういった今のSNSのほうにも影響できるようなちょっと仕組み、こういったものも検討していく必要があるかと思えます。

来年度から本格的に、この空き家対策の取組を行う中で、現在、企画財政課のほうでも空き家バンクの取組を行っておりますが、そういったものを、その空き家を管理される方に広く周知できるような仕組み、こういったものに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、そういった状況でございます。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ありがとうございます。今、本当に壊れかかった家とかよく私も相談を受けます。今、桂川町も取り組んでいますのでということで、町民の方には言っていますので、みんな力を合わせて対策を練っていきましょう。

最後にもう一つ、時間ですが、ごみ処理の件いいですか。

○議長（林 英明君） どうします。

○議員（2番 下川 康弘君） いや、もう、いいですよ。

○議長（林 英明君） 行きます。

○議員（2番 下川 康弘君） これ、私、つくっていたんですけども、今回、町長がずっと答えられにくいと言われていたんで、じゃ、私の持論じゃないですけども、ちょっと思ったことだけ

しゃべらせてもらいます。

○議長（林 英明君） はい。

○議員（2番 下川 康弘君） まず、桂苑があと何年持つのかなというのが、私が一番心配なところですよ。ごみ処理用の、今、桂苑が31年です。このままですんなり、この県央で今やっていますごみ処理場建設、うまくいっても平成12年なんです。36年たつわけですね、できて。この間、2月に福岡県央の方に来ていただいて、全員協議会をやった際に、もし、これが使えなくなったらどうするんですかと言ったら、北九州に持っていくという話がありました。私、それ聞いて、何で北九州なのかなと思って、その後聞いたら、飯塚に持って行っても、飯塚の今の機械では処理できないらしいんですよ。飯塚に今ある、飯塚のクリーンセンターの分は飯塚の分だけ。だから、嘉麻市、桂川の分は、今もう嘉麻市のごみ焼き場、ごみ処理はもう今、廃止していますんで、復活できないと。だったら、じゃ桂川のごみは北九州に持っていくという話になるそうです。

そのとき、今聞いた北九州は、ごみ処理場がすごく大きなものがあるんで、今、直方市とか中間とかも持って行っているみたい。そのときに、一つ問題があって、中間の業者がパッカー車で運ぶのではなくて、直方で集めたごみを1か所に置きますと。それを北九州の業者が取りに来て持って行くと。そこで2回、別の仕事が入るわけですね、一手間かかります。北九州の業者が取りに来るんで、結構言い値らしいんですよ、値段が。だから、その配送代というのがすごくかかっていますと。それが今、直方市の課題でありますという話を聞きました。

今のところ、桂苑使っているから、もし、なくなったときはそういうことが起こるんだなということですよ。

それと、今、九郎丸の人たちが、せつかくという言い方がおかしいですけども、嫌々なんですよけど、しょうがないなということで、今、認めてもらって、受けていいよということをおっしゃるんですよ、言ってもらっているんですよ。そういうごみ処理場って、ごみ焼き場の建設ってないと思うんですよ。大体どこでも横断幕ができて、反対、反対ですよ。迷惑施設ですから。

だから、この迷惑施設を今、九郎丸の方たちが受けていただけるとなった、これには4年半ぐらいかかったと聞いております。県央の方も200回ぐらい行ったという話を聞いてます。もし、これが、いいんです、駄目になったと、桂川がやめようとなった。じゃ、今から土地探しますよね。九郎丸ですんなりいったほうで4年半。じゃ、違うところにしたら、あと何年かかるんですかねと思います。皆さんのごみ、どうするんですかねと。穴を掘って埋めるわけにはいかんですよ、これ。だから、じゃ、もう北九州に持っていくのかと。

だから、このごみ処理場問題ってすごい喫緊の課題だと、私は思いながら、県央の議会に参加

しております。

ですから、今回、土地の話がありまして、町長は答えられないんで、私、そこにおりますから、2回とも駄目になったんですけども、否決されたんですけども、私は賛成しました。それは何でかと。土地が決まらんことには何もできないと思うんですよ。

だから、今、400億円とかいろんなお金が出ていますけども、これもまだ決まっていないんです。こういうのをつけたら今、445億円ですか、かかるのかなど。

じゃ、この件について言う人います。371億円が何で445億円になったん。さっき、柴田さんが言われたのと一緒です。何年か前だったら30億円でできとった小中一貫校が、今やったら50億円かかるよと。これと同じことです。人件費の高騰、物価の高騰、働き方改革、これがまた5年延びたらもっと上がりますよ。下がることは絶対ないと思う。維持管理費の300億円にしたってもう、今現状の維持管理費をあと20年間したら四百何十億円となるということなんです。

だから、これもなんか数字だけバーッと走っているような感じは、私は受けて、もう少し皆さんでいろんな説明を聞いて、もう一回考えて、喫緊に、私はしていただきたいというふうに思います。

最後に一つだけ、これは答えられるかなと思うんですが、町長、桂川町単独でごみ処理場できると思えますか、単独です。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 詳しくは存じておりませんが、こういった施設については国の補助金に頼るところが大きいということがあります。

国の補助金の交付要綱の中には、いわゆる処理施設の規模、そういったものについても一定の制限があります。本町だけのごみ処理施設は恐らく該当しないということになってくれば、国の補助金なしでそういった施設の建設というのはとても困難なことだと思っています。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） はい、ありがとうございます。じゃ、今、桂川町でもう、本当そのとおりだと思います。私たちも聞いていて、もう複合といいますか連合、まとまって造らんと補助金は出せませんとなっていますので、とにかく、これは早急に、どういう形になるか分かりませんが、片づいて、ごみ処理場が桂川じゃなかった場合は、もうどこでもいいので、早くできることを祈っております。

以上です。

○議長（林 英明君） これで、一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は1時から。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第2. 承認第1号

○議長（林 英明君） 承認第1号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、総務経済建設委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 承認第1号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

歳入予算では、11款地方交付税において、財源調整により普通交付税の減額計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は1億7,315万2,000円となっております。

18款寄附金においては、本年度の寄附受入れ目標額を1億円と設定し、当初、予算計上されていましたが、令和6年12月末現在で、過去最高を更新する2億1,000万円超の御寄附がありましたので、目標額を2億3,000万円に上方修正するべく追加計上がなされています。

歳出予算では、2款総務費において、ふるさと応援寄附金の受入れに係るクレジット決済手数料や寄附受付サイトの利用、返礼品の調達、出荷等に係る経費の追加計上がなされています。

本年度の好調な要因は、ふるさと納税事業について優れたノウハウを持つ中間事業者を改めて選定し、担当職員がその支援を得ながら返礼商品数、提供事業者数の大幅な拡大、ブラッシュアップや寄附者への効果的な情報発信等に注力されてきた成果と評価し、さらなる事業推進に期待を寄せるところであります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 総務経済建設委員会で話し合われたときに、この町の課題として意見は出ましたか。出たら、どんな課題という意見が出ていたか、教えてください。

○議長（林 英明君） 竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 私の記憶のほうでは、その課題について、質問が出たかどうか、記憶が定かではないんですが、今、報告で申し上げた範囲内でしかお答えができません。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 議長、これは意見を述べる機会が後であるんですかね。

○議長（林 英明君） いえ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 質問だけですかね。

○議長（林 英明君） 討論があります。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。じゃ、そこで言います。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私もよかったなと思っています、端的に。

ただ、問題があるなと思ったから、総務でちょっと見とってくださいと事前に言ったのはそういう意味です。私が問題と感じているところを言います。

ここに順位が上げられています。県内で何位やったか。平成30年から上げられていますが、58、56、45、55、58、58、61団体中の58が昨年度、本年度はもう少し上がっていると思うんですが、さて、どこまでいっているか検討つきません。

今回、上がった要因の一つとして、米とかの、非常に上がった、その米とかが売れたんだという話もあったし、ここで、2位に夢つくしパックというのが入っている。これは、今回だけのものになる可能性すらある。私は、ここを検討するとき、「よかった、よかった」で済まんだろうと思っています。業者を替えただけで、たまたま上がった、ほかのところも雇うだろう。

何が言いたいかっていったら、てこ入れするなら今だろうと。今の企画財政課の人数の中で、あれもこれも、それこそやるというのは難しいだろう。本当にこれは必要だと考えられるならば、そして、桂川の財政を考えたときに必要だと、私は思います。

ここを、もう少し力を入れていただくためには、人が要るんじゃないかなと思います。ぜひとも、かなりぎりぎりのところで精いっぱい動かれているのは分かりますので、個々の人員を増やすことをお願いしたい。

以上、自分の意見です。

○議長（林 英明君） これは反対討論じゃないのでしょうか。

○議員（3番 柴田 正彦君） あっ、討論ですね、ごめんなさい。

○議長（林 英明君） いや、いいですよ。

○議員（3番 柴田 正彦君） 賛成です。

○議長（林 英明君） 賛成ですね。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） では、ほかに討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第3. 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、文教厚生委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 歳入予算では15款国庫支出金において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加計上されています。

歳出では3款民生費において、国の物価高騰対策で、住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付、また、18歳以下の子どもがいる世帯には、これに加えて、子ども1人当たり2万円を給付するための各種事務費及び給付金が追加計上されています。

当委員会は審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり承認

認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号令和6年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第4. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では11款地方交付税において、普通交付税の追加計上がなされています。なお、本補正後の普通交付税留保財源額は1億6,278万9,000円となっております。

22款町債においては、県施工の七浦ため池改修に係る防災重点農業用施設整備事業債の追加計上がなされています。

歳出予算では2款総務費において、町が民間事業者に売却した土地の中から出てきた廃棄物の処理費用に対する補償金と、西鉄バス筑豊株式会社の路線バス、碓井線27番線の運行に係る赤字補てん額の決定見込みによる西鉄バス路線運行補助金の追加計上がなされています。

6款農林水産業費においては、有害鳥獣捕獲補助金の実績見込みによる増や、県施工の七浦ため池改修事業の一部前倒しに伴う防災重点農業用施設整備事業負担金の追加計上がなされています。

7款商工費においては、消費者生活センター運営事業市町村負担金について、センター職員の給与改定に伴う追加計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関する主なものは、歳入予算では15款国庫支出金において、制度改正の対応に係る出産・子育て応援交付金国庫補助金が追加計上されています。

16款県支出金では、私立保育園に対する保育所等給食支援費県補助金及び保育所等物価高騰対策費県補助金、また、保育料無償化円滑化に係る子ども・子育て支援事業費県補助金が追加計上されています。

22款町債では、桂川中学校及び学校給食共同調理場の照明LED化に係る高効率照明機器整備事業債が対象経費の増により追加計上されています。

歳出予算では3款民生費において、私立保育園の給食材料費高騰相当分を補助する保育所等給食支援補助金及び私立保育園の電気料高騰相当分を補助する保育所等物価高騰対策補助金が追加計上されています。

また、総合福祉センターのひまわりの湯浴室内換気システム修繕工事が入札不調により、次年度に改めて実施するために減額計上されています。

4款衛生費では、健康管理システム改修委託料が追加計上されています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に全員賛成です。

なお、意見として、予算書5ページの第2表繰越明許費の町立認定こども園整備事業費4,837万円は、令和6年度の新年度予算に当該園の新築工事基本実施計画業務委託料、建設用地分筆登記測量委託料、建設用地地質調査業務委託料として計上されていましたが、これらの事業は全て実施されていません。

つまり、何も実施しなかったのに、次年度に繰り越しして、再度事業を行うという計画だと思われる。ひまわりの湯浴室内換気システム修繕工事のように、一旦予算を不用額として、補正予算で減額して、再度新年度予算に計上するべきではないかという意見がありました。

以上、終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和6年度桂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町奨学金給付条例の制定の議案撤回の件を議題といたします。

町長から3月7日付で、議案の撤回の申出がありました。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第3号の議案撤回の件を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号桂川町奨学金給付条例の制定の議案撤回を許可することに決定しました。

追加議案をお手元に配付していますように、議案第20号が提案されました。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第6. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定について御説明申し上げます。

令和7年3月5日に提案させていただきました議案第3号桂川町奨学金給付条例の制定についての受給資格の年齢制限を外して、今回、新たに議案第20号として提案するものでございます。

第2条の受給資格から年齢要件を外した理由につきましては、社会人からの学び直しを希望する方や、何らかの事情により入学等の入学年齢が20歳を超えた方にも当該奨学金制度を活用していただけるようにするものでございます。

その他の条例内容につきましては、議案第3号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、簡略な説明ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時19分散会

令和7年 第1回(定例)桂川町議会会議録(第4日)

令和7年3月21日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和7年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第2 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
- 日程第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第4 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第5 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第6 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第7 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第9 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
- 日程第13 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算

- 日程第16 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算
日程第18 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
日程第19 発議第1号 町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定
日程第20 発委第1号 桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
日程第2 議案第2号 桂川町こども審議会設置条例の制定
日程第3 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第4 議案第5号 桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第5 議案第6号 桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第6 議案第7号 桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第7 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
日程第8 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第9 議案第10号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第10 議案第11号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第11 議案第12号 桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第12 議案第14号 令和7年度桂川町一般会計予算
日程第13 議案第15号 令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

- 日程第14 議案第16号 令和7年度桂川町土地取得特別会計予算
 日程第15 議案第17号 令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算
 日程第16 議案第18号 令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第17 議案第19号 令和7年度桂川町水道事業会計予算
 日程第18 議案第20号 桂川町奨学金給付条例の制定
 日程第19 発議第1号 町長の専決処分 of 委任指定の一部を改正する指定の制定
 日程第20 発委第1号 桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 林 英明君 | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |
| 10番 青柳 久善君 | |

欠席議員（1名）

- 9番 原中 政廣君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 井上 利一君 | 副町長 | 山邊 久長君 |
| 教育長 | 大庭 公正君 | 総務課長 | 横山 由枝君 |
| 企画財政課長 | 小平 知仁君 | 建設事業課長 | 原中 康君 |
| 住民課長 | 山本 博君 | 会計管理者 | 北原 義識君 |
| 税務課長 | 古野 博文君 | 保険環境課長 | 川野 寛明君 |
| 健康福祉課長 | 原田 紀昭君 | 産業振興課長 | 横山 龍一君 |
| 子育て支援課長 | 江藤 栄次君 | 水道課長 | 秦 俊一君 |

学校教育課長 …………… 平井登志子君 王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
追加議案を、お手元に配付していますように、発議第1号、発委第1号が提案されました。
お諮りします。発議第1号、発委第1号は、会議規則第22条の規定により、日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、発委第1号は、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

お諮りします。追加上程の発議第1号、発委第1号は、会議規則第39条第1項及び第91条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、発委第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

なお、発議第1号、発委第1号は、日程第18の次に順次上程いたします。

会期中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

日程第1. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和7年3月31日を限りに、下田川清掃施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退するため、規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求められたものです。

審査の結果、当委員会は、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号桂川町子ども審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、こども施策に関する重要事項等の協議機関である桂川町子ども・子育て会議の掌握事務の拡大に伴い、より専門的協議が行える協議体として、桂川町子ども審議会を設置する必要が生じたために制定するものです。これによって、審議会の委員数の増加及び専門部会の設置が可能となり、こどもの貧困問題、不登校問題等、桂川町の子育て施策に係る問題点や課題に対し、今まで以上に協議が深められることが期待されます。

また、桂川町子ども審議会を設置することによって、桂川町子ども・子育て会議、その設置根拠となる桂川町子ども・子育て会議条例は廃止することとなります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号桂川町こども審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律に基づき、関係する8つの条例の「懲役」及び「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、消防団員の処遇改善のため、退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分の導入を行うため、議会の議決を求められたものです。

地域防災力を維持するためには、シニア層の団員の活躍促進は重要です。長年勤務された消防団員の労苦に報いるために、今回の勤続年数区分の見直しは必要であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

なお、条例改正後は、消防団員に速やかに改正内容を伝達することを要望します。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号桂川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、桂川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例の審査の過程で、職員人件費を、令和7年度と令和6年度の当初予算で比較すると約1億円の増額となっているが、優秀な人材確保や職務や職責を重視した給与制度とするためには致し方なし。財政面への影響を考えると、積極的に民間活力の導入を図っていく必要があるのではないかと。職員は率先して業務改善に取り組み、効率のよい業務を行うべきだ、などの意見が出されました。

人件費の大幅増や、様々な処遇の取扱いについては、人材確保に影響が出ないように注意を払いながら、適切に対応することが望ましいと付言いたします。

本町は、これまで、人事院勧告を尊重した給与改正等を実施しており、今回も人事院勧告に沿って給与等を見直すことは適切な判断であるという意見で一致し、当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号桂川町職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に基づき、桂川町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものです。

本条例の改正により、育児を行う職員の時間外勤務の免除の対象拡大や、介護による離職を防止し、仕事と介護の両立を支援するための制度の強化等が図られ、男女共に仕事と育児、介護が両立できるよう、柔軟な働き方が可能になります。

また、審議の過程で、本町の会計年度任用職員については、職員の条例改正を踏まえ、規則を改正し、対応すると報告を受けています。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号桂川町職員の育児休業等に関する条例及び桂川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する2つの条例の項ずれを修正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案等8号に反対の立場から討論に参加します。

マイナンバーに関連する、この第8号議案に、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第8号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第8号行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、可決することに決定しました。

日程第8. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、桂川町国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員に、被用者保険等保険者を代表するものを追加しようとするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第10号

○議長（林 英明君） 議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例は、桂川町こども審議会設置条例及び桂川町奨学金給付条例の制定に伴い、「子ども・子育て会議委員」を「こども審議会委員」に改めること、また、桂川町奨学生選考委員会委員を新たに追加し、日額報酬4,000円とするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。
これより議案第10号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本議案は、内閣府令の公布に伴う改正です。
栄養士法の改正に伴い、管理栄養士国家試験受験資格において、栄養士免許の所持要件が不要となり、保育事業所等において、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても、保育事業所等における設備及び運営に関する基準を満たすこととするものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。
これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第12号桂川町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

本議案の改正理由は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道整備・管理行政に関わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保することを目的に、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加や、技術上の実務経験年数の見直しを行うものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号桂川町水道の布設工事

監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号

○議長（林 英明君） 議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当委員会に関する主なものは、歳入予算では、1款町税において、前年度実績等を考慮し、3.4%の増額計上となっております。これは、給与特別徴収義務者の増や、宅地、新築家屋の増加が主な要因であります。

次に、2款地方譲与税から11款地方交付税につきましては、国から示された地方財政計画等を精査・分析した計上がなされています。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金が、前年度の1億円から3億円に増額計上されています。これは、前年度実績に基づき、受入目標額をより高く見据えられたものです。ふるさと応援寄附金は、各自治体にとって魅力ある財源であり、本町においても同様です。承認第1号令和6年度一般会計補正予算（専決第5号）の委員長報告で申しましたとおり、さらなる事業推進に期待するところであります。

次に、19款繰入金では、それぞれの基金条例の設置目的に沿った計上がなされています。

ただ、財政調整基金繰入金については、このところ増額傾向にあり、本年度も、前年度より1億3,000万円増の4億円が計上されています。財源不足の圧縮に歳入歳出の両面から取り組み、財政基盤の改善を図る必要性が、これまで以上に高まっていると考えられます。

22款町債は、それぞれ、事業債や起債充当率等を適切に積算した予算計上がなされています。その他の歳入につきましても同様であります。

一方、歳出予算では、2款総務費において、コンビニ・スマホ収納、マイナンバーカード、公共放送dボタン広報等の関連経費のほか、新規では、第3期計画となる、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務委託料や、統合型GIS構築業務委託料、大学等通学定期券購入補助金、防災行政無線更新工事、また、5年ごとに実施される国勢調査費などの計上がなされています。

次に、3款民生費では、児童手当や国民年金に係る経費の計上。なお、児童手当については、

昨年10月からの制度改正に伴う給付対象拡大の影響により、増額計上がなされています。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター関連経費の計上。

6款農林水産業費では、農林業振興費や水利施設改良費等の計上。前年度に引き続き、県施工の七浦ため池改修工事に係る防災重点農業用施設整備事業負担金や、水田農業DX推進に係る農業振興対策事業補助金が計上されるほか、新規に、ため池地震耐性評価委託料の計上がなされています。

次に、7款商工費では、商工業振興費や消費者行政経費のほか、k e i s e nまちプラザ運営費の計上、本年度はプレミアム付き商品券発行事業補助金について、当初予算での計上がなされています。

8款土木費では、道路の維持管理費や、町道土居瀬戸線及び豆田瀬戸線の拡幅改良事業費のほか、新規では、特定空家等解体撤去費補助金や、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、また、町営住宅椿団地の空家解体事業費が計上されています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団活動費等の計上がなされています。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案のとおり全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） 続きまして、柴田委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 当委員会に関するものは、歳入では、13款分担金、負担金において、本年度から各保育所保育料の第2子以降無償化が開始されるため、大幅な減額計上となっています。なお、この取組は、国・県によるものではなく、本町が独自に、本町の負担において実施されるものです。

3款民生費において、障がい者や高齢者、子どもなど、各分野の福祉向上に係る予算が計上されており、その総額は全体予算の43.5%を占めています。中でも障害者自立支援や、障害児通所支援に係る給付費の伸長は著しいものがあり、その動向には注視すべきものがあります。

新規予算では、生活支援体制整備事業業務委託料、これは、高齢者等の日常の困り事や課題に、共に取り組む地域づくりを目指す取組です。

また、第3期男女共同参画基本計画策定支援業務委託料や、子育てガイドブック作成業務委託料が計上されています。

さらに、歳入側で触れました本町独自の保育料、第2子以降無償化に係る子どものための教育・保育給付費負担金及び多子世帯利用給付費などが計上されています。

なお、これは、飯塚市では昨年から施行されているところです。

次に、4款衛生費において、健康増進、各種検診、予防接種や母子保健、ごみ処理等の生活環

境保持のための予算が計上されています。

新規予算では、帯状疱疹ワクチン予防接種委託料や、新生児聴覚検査委託料のほか、妊婦健診時交通費支援事業補助金が計上されています。

10款教育費では、新規予算として、県町村会の助成を受けて実施される中学生海外派遣事業委託料や、大学等への進学に対する給付型の奨学金が計上されています。

学校給食費については、給食費補助金の補助単価を1人当たり1,000円から1,500円に増額することによって、保護者負担の軽減が図られています。

最後に、この場で何度も訴えてきたことですが、町の施設設備の修繕・改修の予算が、本年度も多く計上されています。存廃や統合を視野に入れた、抜本的で計画的かつ効率的な施設管理の再構築が喫緊の課題と思われれます。

当委員会は、審査の結果、当委員会に付託された案件については、原案に賛成少数です。なお、反対意見は、この後の討論や修正案で述べます。

○議長（林 英明君） 本案に対して、5番、大塚和佳議員、3番、柴田正彦議員から修正の動議が提出されています。

○事務局長（神崎 博和君） 修正動議の修正案が、タブレットのSide Booksの議案のところの一番下のほうに予算修正案の大塚議員、それと横に予算修正案資料として、大塚議員の資料があります。その横に、予算修正案の柴田議員の分がありますので、御確認よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（林 英明君） この動議を本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 当初予算修正案の説明をいたします。

表題を「中学生給食費補助金修正案説明書」というふうに上げておりましたが、タブレットをアップしておりましたので、議員の皆さんは目を通していただいていると思っておりますが、まず、8款2項3目の道路橋梁新設改良費の豆田瀬戸線道路改良工事、つまり、桂川駅から王塚古墳までの約500mの工事に関する金額2,400万円を減額し、10款6項1目の共同調理場費の18節給食費補助金に107万1,000円を追加し、増額しようとするものです。

今後、何億円ものお金を費やしてまで実施しようとしている桂川駅から王塚古墳までの工事が、本当に桂川町の住民にとって必要な工事なのかを、議員の皆さんや町民の皆さんに考えていただくために、3つの考え方を提案いたします。

まず、第1の提案は、この工事を廃止し、今後も計画をしないで、来年度の中学生の給食費の一部に充てるという考え方です。

次に、第2の提案は、私が独自に考えたものですが、この工事を廃止すれば、今後20年間は

給食費が半分、もしかしたら全額無料になるかもしれないという考え方です。

最後に、第3の提案は、この工事を廃止し、駅周辺の利便性を向上させられる、将来必要とされる別の道路整備をするという考えです。

この3つのいずれかの考えで、今回、修正案を提案しています。

では、まず1つずつ説明をしていきます。

まず、第1の提案について説明します。町は、来年度から給食費を1人1,000円から500円増額し、1,500円にしようとしています。この工事費の107万1,000円を使って、中学生に対し、さらに500円プラスした2,000円とすれば、7か月間継続して給食費の一部を軽減できるという考えです。

次に、第2の提案について説明します。町は桂川駅から王塚古墳までの工事延長、約500mを今後整備する計画ですが、とりわけ来年度は原田工務店前から桂川駅方面に向かって63mを実施し、工事費など関係経費を2,400万計上されています。起債としての借金は920万円で、20年間では、1年間の返済額は46万円になります。

また、道路の沿線には住宅やアパートが建ち込んでおり、その移転補償等は10件以上及ぶと想定されます。

基本となる金額がなければ、今後の話ができないので、仮定の金額として5億円としますと、その5億円の根拠は、桂川駅から原田工務店までが1億円、原田工務店から王塚古墳までが4億円とし、5億円のうち60%が補助金として、残りの40%の2億円を起債とした借金を、今後20年間支払う金額として決めました。この割合は、工事費からの割合で決定しましたが、この2億円を20年間償還した場合は、1年間1,000万円となります。私が仮定とした工事が2倍の10億円になった場合、起債としての借金の支払いも2倍となり、1年間の借金の支払額は2,000万円となります。また、工事が2.5倍、3倍となれば、それだけ借金が増えることとなります。

今回、提案する考えは、生徒数から考えて、中学生に限定しての提案しかできませんでしたが、例えば、今の工事が10億円になれば、今後20年間、小中学生の給食費は半額から全額無償になるかもしれないほどのお金を使うことが想定される工事です。

最後に、第3の提案を説明します。今回計画されている工事を廃止して、駅から豆田橋方面への道路を2車線にする拡張工事をすれば、道路の利用がしやすくなります。

また、ふしぬき酒店の裏の踏切が、車が離合できるようになれば、駅南側からの交通が便利になるため、駅舎及び駅周辺開発の趣旨に目的に沿うと思います。

町長が考えてある桂川駅と王塚古墳を結ぶ町のシンボルロードとして、「王塚古墳のあるまち桂川町」という考えが本当に町の活性化につながるのか、また、地元住民の方が本当に望んであ

るのか、私にはそうは思えませんし、理解できません。また、この道路を整備したからといって王塚古墳の来場者が増えるのかが疑問です。

議員の皆さん、今回の皆さんの判断によって、桂川駅から王塚古墳までの道路を建設することになれば、今後20年間、1,000万円、2,000万円、もしかしたら、それ以上になるかもしれない高額な町費を費やすこと、すなわち、毎年、町民の血税を費やすことに大きな疑問を持ちましたので、今回、私は予算の修正案を提案いたしました。

つきましては、議員の皆さんには執行部の提案ではなく、今回の修正案に賛成していただきますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの提出者の説明に対し、質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ちょっと質問をさせていただきます。

今の大塚議員の説明の中で、一般財源の107万2,000円、これを今回は中学生の分に充てるということで、この工事を1回ストップすれば、今後の予算が余ってくるので小中学生の給食費も安くできると、補助ができるというふうな考えだと承ったんですけども。

今回の107万2,000円では、7か月分ぐらいしかできないと思うんです。あとの部分はどうされるのかなど。来年度、7年度ですね。7年度のあとの残りの、7か月分なんで、あと夏休み、冬休みがあったとしても、3か月分ぐらい足りないんじゃないかなと思うんですが、その件、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 逆から言いますと、一般財源、補助金と起債というのは、今現在、まだ表に出てきませんが、一般財源107万2,000円というのが、新年度予算で一番計画的に、今現在、動くかどうかということになりますので。その1,000円のマイナスの107万1,000円を逆から計算いたしましたら、500円掛け306人のなな月分ということで、そういうふうに。本来もうちょっと金額が、工事が大きければ、逆的にも1年間できるんですけども、逆から107万1,000円を計算するために、そういうふうに逆から計算いただきましたので御理解いただきたいと思ますし。

先ほど言いますように、私は提案として、今回は107万1,000円ですけども、その工事をしたとき、先ほど言いました5億円になったときには、起債が毎年、20年間1,000万、10億円になったときは毎年2,000万、それを20年間支払っていくことが、今後、皆さん方、今回の提案はちょっと少ないんですけど。やはり工事をすれば、行政的に分かれたら分かると思ますけど、1回工事進めば、どんどん進んでいくわけですよ、5年、10年。ですから、お金的にも進んでいきますので、そのかかるお金を別なとこにさせていただいたらと。提案的には、

一番分かりやすかったのは、本来は小中学生の子どもたちの、先ほど言いますように無償化なり、半額なり無償化なりをしていただけたらということの提案のために、このななか月間、7月分しかできませんでしたが、そういう考え方で御理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川でございます。私は、大塚議員が提出された修正案に賛成の立場から討論に参加いたします。

執行部の原案説明に、私は納得はいきませんでした。それで、今回、大塚議員が出された修正案に賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 反対討論を行います。

給食の補助に対しては、やぶさかではありません。国も、いずれは無償化になるような方向に、今進んでみえます。

しかし、その予算を、道路建設を中止して捻出するには、ちょっと理解できません。桂川駅北口から王塚古墳に向かう道路は、20mほど進むと、もう離合も困難な道幅4mです。拡張工事も、皆さん御存じのとおり、今、途中までで止まっているような感じです。それが、ようやく昨年より計画が進められ、用地交渉も協力いただけているとお聞きしました。今回、またこの計画を中止にでもなると、住民の方に大変迷惑が、逆にかかると思います。

よって、この修正案には賛成できません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） まず、基本的なところが疑問なんです。というのは、この件、総務では徹底して話し合われたはずですが、うちでも話し合っている。その中でも、うちは王塚古墳への行く道ということで論議しています。

そのときに、何で、今回、広げようとする道をしていないんですかという私の質問に対して、原中議員にこう言われたんで、いや、その意見はあったんですよ。それ、すべきだろうと言ったけど、あのやぶれ屋さんのところを通過して、田んぼの中を行って、あちらがいいと言ったのは町のほうなんだと。何で、じゃあ、あの道行けないんですかと言ったら、あそこは水があふれるからとか、いろんな理由をつけていたよという話でした。

当然、その辺は総務で検討されたんかもしれんけども、その経過を考えたときに、何ら僕は、

その観点はどうだというのは聞いていないのが一つです。これはちょっと気になっています、非常に。そう簡単に変えられて、お金使われたって困るんです。

2点目、現在計画されているのは入り口というか、駅からすぐ近くですよ。これはオーケー言ったら、どんどん行きますよね。どこまで行きますかね。原田さんのところまで行けるんですかね。その後、行けませんよね。そこから、道どうするんですか。いや、広げたらいいって簡単に言われるけど。

今、多くの方が、いわゆる裏側と言ったら失礼やけど、川の向こう側から入られています。特に大型車とか。それで、結構困っていないようなんです。だったら、初期設定どおり、駅で降りた人は歩いて、あのやぶれ屋さんのところを通って行きゃいいだけじゃないですか。僕らはそのための看板を早くつけてくれって、ずっと、もう四、五年前から言っていましたよね。できていないで、そっちのほう。道路造りに、先にかかられたっちゃ困る。することを先にしましょう。

で、この件は一回止めてください。徹底した論議しましょう。本当に何がいいのか、この町にとって何がいいのか、僕はそこだろうと思っています。一度、議会でも徹底してみんなで話したいし、町とも、どんな思いなのか、本当のところ話していかないと、最初はこれはオーケー言うたが最後、ずるずるいくちゅうのは、今までの、僕はこの町の在り方見て思っています、そうなるだろうと。特に今回、最初ですから、もう少し時間をかけてやりませんか。そして本当に町の方がそっちのほう望んでいるというなら、それでいきゃあいいじゃない。

ただし、そのために幾らかかるのか。私は、文教のほうの委員会報告でも言ったように、非常に財政的に厳しい現実がある中で、唐突にこれが出てきた、昨年ですね。もう少し全体の財政見ながら進めていくしかないんじゃないかなと思っていますので、今回、私はこれは一回止めるべきだろうと思いますので、大塚議員の修正案には賛成します。

なお、7か月しかないのは、これはさらに増やす手だては補正とかで、そっちのほうを組んだがいいだろうと思います。厳しい予算ですから、そこにつぎ込むのは町の皆さんも反対はされなんでしょうということで、大塚さんの修正案に賛成いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 私は反対討論させていただきます。

今言われますように、今回の予算では原田工務店さんのところまでの予算が計上されていると思います。その後のことは、これは総務委員会でも確認しましたが、まだ確定はしていないと、原田工務店から先はどうするか。

ただ、この原田工務店までの道というのは、先ほど杉村議員言われましたように、やっぱり狭いと思います。あそこには、一般の通勤客、通学する人たちの駐車場もあります。その方たちが降りてくる、そこに駐車する車が入っていく、そうするとすごく危ないと、それは私もずっと思

っていたんで。

これを王塚古墳と絡めたのかどうか分かりませんが、国のほうからの補助金も使っておりますので、これは、ぜひ原田工務店までとはにかくしていただきたいというのが私の気持ちでありますので、この修正案には反対させていただきます。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより大塚議員の修正案について採決いたします。起立により採決いたします。修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決することに決定しました。

暫時休憩します。次は11時7分から。

午前10時57分休憩

午前11時06分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

次の修正案提出者の説明を求めます。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 本修正案は、予算書137ページ、4款2項1目10節の印刷製本代32万5,000円を6万5,000円に減額修正し、26万円を予備費に入れるものです。理由を説明していきます。

まず、印刷製本代というのは何かと云ったら、これです。家庭ごみの仕分け・出し方、これがなくなってきたので、5年分ぐらい印刷していこうとするものです。

で、疑問なんです。私はこの場で、一般質問でも言いました。ごみというのは、単にごみ処理施設、焼くためだけのごみ処理施設としてではなく、資源再生施設、資源活用施設としていくことが大切だと言いました。町長も、確かにそのとおりですと言われた。そして、そういうふうに進めていきます。これが、いつやったか、3年前なんです。3年と3か月前の話です。一般質問で言ったとおりです。

つまり、その時点で、ごみの削減、分別が必要でしょうと提起してきたし、そうですよねと言ったし、担当課長もそういうふうに進めていきますと言っていたんだから、課長が勝手に言うはずない。当然、町長が了解があったはずだろうと思っていました。そして現在、今になってようやく進めようとしています。

本年の2月18日のふくおか県議会にて飯塚市の議員が、分別によって、ごみの減量化ができ、CO₂の削減につながる。また、分別したペットボトルなどの販売収入も入る。これを考えることのほうが優先である。回収方法が地域によって異なるので、統一が必要と言われました。回収方法については、私はかなり前から言っています。飯塚と桂川、回収方法が違う。瓶と缶は、飯塚は一緒にしています。それを桂苑に持っていつている。早く、これは一体としなくちゃならないんじゃないですかということ、もう随分前に、3年以上前に提起していますよ。今頃になってようやくということなんですが、その2月、飯塚のYさんが質問された後です。次のように県央が答えています。ごみの減量化は重要な課題と認識、施設建設と並行して関係市町と協議を進め取り組む。ようやく県央も、すると言ったんです。

県央、それから井上町長、これは町長としてですよ、が、一般質問の中、12月やったかな、言われたのは、ごみをごみ焼き場まで持っていくのは市や町の仕事、県央は受け入れるんだと。それをどうするか、焼いていくのは県央、ごみの処理は県央だと言われていたのが一歩進みました。重要な課題、並行して関係市町と協議を進め取り組むまで言われたんです。これは当然、井上町長も御存じでしょう。副組合長をしていらっしやいました。

そんな中、これを、結局、出し方・分け方を考えんづくにちゅうか、修正せんづくに印刷をしていくちゅうんですよ。片や、修正していくと県央ですら言うた。担当課長も、やっていきますと言われていました。今ですよ、今からというか、今やっとそこに進み始めた。じゃあ、この3年間、中で何があっているかなんです、僕は。県央は何やっていたか。もちろん県央の副組合長はうちの町長やから、意見をいっぱい言えたはずやけど、消されたのか。それならそれで問題だろう。言っていないんですか、それとも。というのを、僕は今回の一般質問で入れようと思ったけど、県央に関するものはシャットアウトされました。何で今シャットアウトか。よほど嫌な質問があったんでしょう。僕のじゃないかもしれない。改めて、後でチェックしたい。

いずれにしろ、これが大量に刷られます。県央の答弁のように、また、町長の答弁のように、ごみの1市2町、さらに県央と共に、この減量化、分別とかが進んでいったときにどうなるんですか。この大量に刷った家庭ごみの分け方・出し方が、ごみになる。それはおかしいと思うんです。ということで、大体5年分ぐらいかなということでしたので、私は削減を考えるしかないなと思いました。

それで、137ページ見て分かるように、6万5,000円に減額しております。大量に紙がついていますが、ここを変えると、ずっと大きいところまで変えざるを得ないので、ページが入っていますが、大事なものは137です。それと最後、予備費にそれを入れているというところになります。

以上、説明終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの提出者の説明に対し、質疑ありませんか。下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 質問させていただきます。

今の1,000部、この間の予算のときに1,000部という話が出まして、課長が5年分ぐらいといったときに、そんなに要るのかという話ですね。それは、もうそのとおりだと思うんですが、私もこれを見させてもらって。

ただ、ここに単純に5分の1、200部、年間200部ぐらい出るらしいんですね、なくなるということだったので。今、柴田議員のほうは1年分でいいじゃないかという計算で、単に6万5,000円となったと思うんですが、これは6万5,000円だったら、この原版ができないですよ。これ、印刷屋さんを確認したら、こんだけの本を作るのに、原版を作るのに6万5,000円でできるちゅうたら、できませんと。もし、できるような会社があったとしたら、紙を薄くするとか、いろいろなことでできると思うんですが、多分、何部かしかできないんじゃないかな、印刷が。

今調べたところ、1,000部で幾らやったんかといったら、単価が295円です、1枚当たりが。で、32万4,500円と。これを、200部は取っていないんですけど、500部ぐらい、半分やったらどうなりますかと聞いたら、1冊当たりが530円。約、倍近くになりますね。印刷物。それで29万1,500円ということでした。3万円ぐらいの違いですね。

そしたら、さきに言いましたように、この6万5,000円というのはちょっと厳し過ぎる値段なんで、それでも500部で29万です。そういった数字がちょっと出てくるんで、その辺は柴田議員のほうで、そこまで考えない、単なる5分の1、200部にせんかと言われるのか、そのところをちょっと聞きたいなと思ひまして。

○議長（林 英明君） 柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 言われるとおりに思っています。私も後援会だより出しますので、分かっています、そこは。部数が増えれば単価は下がる。これを、話を聞いたのは覚えていますか、金曜日ですよ。金曜日ですよ、先週の。その中で、おかしいよね、どうしたらいいんだろうと、何だろうと考えて、僕は修正案を作りました。出したのは月曜日です。そこまでの余力は私には、余力あったのか、逆に思います。ありがとうございます。先に言うて、アドバイスがあったらよかったですけどね。僕の、だから、基本理念は、ごみの分け方・出し方、余計なごみを作るなよろうことですから、一回、私の通していただいて、後で予備費に入れてありますから、必要な分をもう一回返してもらえばいいと、そう思っています。

あと、今、印刷代も言われたけど、印刷代が高いですよ、意外と。ネットで、僕とかしていますから、非常に安いんですよ。取りあえずつなぎですから、ある程度、そんなんでもいいんか

などは思っています。だから、お答えになるかどうか分かりませんが、確かに6万5,000円は少な過ぎる。ならば、ほかのところに頼む手をもう少し考える手もあるし、逆に言えば予備費からもう一回呼び出してもいいかなと、それは思っています。ただ、この額は大き過ぎるということですが。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより柴田議員の修正案について採決いたします。起立により採決いたします。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立少数であります。したがって、修正案は否決することに決定しました。

ただいま修正案が否決されましたので、原案について討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 一般会計の原案ですね。

○議長（林 英明君） そうです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川です。議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算書に反対の立場から討論に参加いたします。

この予算書には、1969年に制定され、2002年に終了した同和対策事業が計上されております。よって、私はこの議案に反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。柴田議員。

○議員（3番 柴田 正彦君） 修正案を出していますので、その件についてです。

下川さんの質問には答えたから賛成かなと思いきや、違かったのがショックなんです、あくまでも、もう少し論議が要ったなど。今みたいな論議を、もっと前にしておけば、また違う手だてが出たのかなとは思っています。よりよい方向性を出すための議会の論議、討議、熟議が必要だと思っています。今のようなやり方だったら、意見言う、言わん、賛成意見も言わずに賛成、反対意見も言わずに反対という形になります。

ということで、僕は修正案を出した側としても、逆に質問もあつたりする。そういう場を今後、議長、つくっていただけたらと思います。

なお、結論ですが、この案には納得いかないので、この予算には反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第14号令和7年度桂川町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第15号

○議長（林 英明君） 議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ198万9,000円であります。歳入の主なものは、住宅新築資金等貸付事業収入などの見込計上であります。また、令和6年度において債権の整理を予定していますので、その内容を反映したものとなっています。

歳出では、一般管理費で、需用費や弁護士委託料、競売になった場合の予納金などの計上であります。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和7年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算について、総務経済建設委員会の審査結果を報告します。

当会計の令和7年度予算において、個別事案に係る土地購入費等の計上はありません。例年どおりの存置科目的な予算計上となっております。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和7年度桂川町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は16億2,129万円で、加入世帯1,802世帯、被保険者2,666名に関する予算です。予算の規模としては、対前年度比、マイナス約3.1%、5,255万6,000円の減額となっています。

次に、歳出の主なものは、保険給付費と国民健康保険事業費納付金です。医療費の支払い等で、桂川町が負担すべき保険給付費は12億3,257万3,000円で、前年度と比べ3,929万4,000円の減額となっています。

また、県に納付する国民健康保険事業費納付金は、前年度に比べて1,338万1,000円の減の3億3,747万3,000円が計上されています。

当委員会は、審査の結果、原案に賛成多数です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算について反対いたします。

国民健康保険は自営業者や年金生活者、非正規労働者などが加入する人たちの暮らしを圧迫し、とりわけ子育て支援に逆行しております。国保加入者2,400万人の約8%は18歳以下の子どもで、子育て世代に重い保険税がのしかかっております。協会けんぽでは、子どもの扶養家族が何人いても保険税は変わりません。しかし、国保の場合は、家族の人数に応じてかかります。そのかかるのは均等割です。均等割があり、国保税が高くなるのです。高過ぎる国保税を引き下げるためには、国庫負担の増額で均等割を廃止すべきと考えておりますので、私はこの議案に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより議案第17号を採決します。起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、議案第17号令和7年度桂川町国民健康保険特別会計予算については、可決することに決定しました。

日程第16. 議案第18号

○議長（林 英明君） 議案第18号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本会計の歳入歳出予算総額は2億8,324万5,000円で、被保険者2,399名に関する予算です。予算の規模としては、対前年度比、約7.2%増、1,912万9,000円の増額となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の1億8,989万9,000円と、広域連合等に関する事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の9,054万4,000円です。

歳出の主なものは、広域連合への納付金2億7,046万9,000円です。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和7年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第19号

○議長（林 英明君） 議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案については、総務経済建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算に

ついて、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

第2条では、業務予定量を定めています。令和7年度の給水戸数は5,959戸、年間有収水量は131万5,173m³、1日平均有収水量は3,603m³を予定しています。

当初の第3条では、経営活動に伴う収益及び費用を定めています。収益的収入及び支出の収入においては、水道料金などの収入総額2億2,211万2,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、346万1,000円の増額です。主な要因は、前年度実績見込みによる給水収益の増によるものです。

また、人件費、動力費、薬品費、修繕費、水質検査手数料、工事請負費等の支出総額としては2億5,718万6,000円を予定しています。現年度当初予算比較では、371万1,000円の増額です。主な要因は、土師浄水場のろ過装置の機能を維持するための土師浄水場2号ろ過池更生工事、また、浄水場の施設管理を構築するため、施設運転管理マニュアル作成業務及び濁り水などの対策として、現況分析及び洗管計画策定業務等によるものです。

令和7年度では、支出が収入を上回っている状況です。

次に、第4条では、工事請負費や機械装置購入費などを定めています。資本的収入及び支出予算の収入においては、今年度、予定はなく、支出総額は4,079万6,000円を予定しています。現年度比較472万8,000円の増額です。主な要因は、町道龍毛線配水管布設替工事及び浄水場の配水ポンプ購入費などによるものです。

収入が支出に対して不足している額4,079万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、3,883万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196万円で補てんするものです。

なお、今後の安定した事業運営のため、収支状況を検証していくとともに、施設の改修等も踏まえ、運営の安定化に努めていただくよう切に要望します。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成であります。

以上、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決

することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和7年度桂川町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第20号

○議長（林 英明君） 議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

本案については、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 本条例の制定は、学業が優秀であるにもかかわらず、経済的な理由により大学等への修学が困難な人に、返済の必要がない奨学金を給付し、次代を担う有用な人材の育成を図るものです。

奨学金は、1人当たり、入学支度金が10万円、修学資金は月額3万円で、給付期間は学校正規の修業期間です。奨学生の選考については、選考委員会の審議を終えて、町長が決定するとなっています。本条例は、本年4月1日から施行するものです。

当委員会は、審査の結果、原案に全員賛成です。

なお、文教厚生委員会からは次のような意見が出ています。1、奨学生の選考は経済的な理由や意欲を優先するべきである。2、奨学生の選考委員には、学校現場の教師や奨学金制度に詳しい人を入れるべきである。3、入学支度金は6月支給となっているが、できるだけ早く支給するべき。4、本年度の希望者の状況を見ながら、入学支度金、修学資金、人数などを見直していく。5、対象者への周知を急ぐ、です。

今後とも、文教厚生委員会は、桂川町の次代を担う人材を応援するために、教育委員会と連携し、奨学金制度について調査研究を続けていきます。

いずれにしても、奨学金給付制度がつくられたことに安堵しています。ありがとうございました。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今回、給付型ということですが、貸与型の議論はされたのかどうか、ちょっとお聞きかせください。

○議長（林 英明君） 柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 貸与型は結構いろいろな形があります。実際に、現在もあります。一番大変なのは、それを借りて、僕らの学習の中で借りて、200万とか300万、借りざるを得ない人がおるんです。前も言ったように、国公立で学費が1年間53万、これが東

京とかに行ったら、アパートとか借りたりしたら、もうすさまじいお金になると、ひと月に10万以上になります。そんな中を勉強しているんですけども、確かに多くはないんですけども、少しでも本町の若者の支えになればと思って、給付型がいいだろうということで話しました。

以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案に賛成可決であります。よって、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号桂川町奨学金給付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第1号

○議長（林 英明君） 発議第1号町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定についてを議題といたします。

本案について、提出議員の説明を求めます。下川康弘議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 発議第1号について、内容の説明をいたします。

2ページをお開きください。

本議案は、町長の専決処分の委任指定についての一部を改正する指定の制定について、上記議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

令和7年3月21日。提出者、桂川町議会議員下川康弘。賛成者、桂川町議会竹本慶吉議員、同じく柴田正彦議員です。

3ページをお開きください。

このたび提案しますのは、議会の権限に属する事項の一部を町長の専決処分により処理できるよう定めております。

第1項の改定内容は、近年の建設資材等の価格高騰により、工事契約額の変更増減額が大きくなることが想定されますので、契約金額が10分の1以内の範囲内において変更できること、また、その増減額が1,000万円を超えないこととしております。この改正は、工事契約変更の円滑化を図るためのものです。

次に、第3項では、法令上、町の議決に属するものを、1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償の決定に関することとしております。

ただし、交通事故に係るものについて、一般財団法人全国自治協議会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内によるもの、交通事故等の損害賠償を速やかに被害者に届ける観点により、改正するものです。

その他のものとして、全国町村会から支払われる全国町村会総合賠償補償保険金の範囲内としております。交通事故同様に、損害賠償を速やかに被害者に届けるものです。

なお、このような専決委任指定は、あくまで議会と執行部の信頼関係を前提に規定するものであります。執行部におかれましては、このような提案の趣旨をしっかりと受け止めていただき、今後の業務執行に努めていただきますようお願いいたします。

議会においては、この町長の専決処分の委任指定を、4年に1回、現状の確認や見直し等について協議が必要であります。

以上で説明を終わります。可決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。下川議員の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号町長の専決処分の委任指定の一部を改正する指定の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発委第1号

○議長（林 英明君） 発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、議会運営委員長の説明を求めます。青柳委員長。

○議会運営委員長（青柳 久善君） それでは、発委第1号について、内容の説明をいたします。
5ページをお開きください。

本議案は、桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び桂川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

令和7年3月21日。提出者、議会運営委員会委員長青柳久善。賛成者、議会運営委員会大塚和佳副委員長、同じく竹本慶吉委員、柴田正彦委員です。

提案の理由でございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、引用する条に繰下げが生じることに伴い、桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

6ページに条例案を掲載しております。条例の改正内容は、引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、新たに第2条第8項に「カード代替電磁的記録」の定義が追加されました。この改正により、1項ずつ繰り下がるずれが生じており、このずれの修正を行うものでございます。

附則でございますが、この規約は令和7年7月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の説明に対し、質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。発委第1号議案に反対の立場から討論に参加いたします。

この発議第1号議案は、デジタル社会形成基本法の一部改正に伴い、桂川町の条例を改正すると理由のところ述べてられています。このデジタル社会形成基本法には、マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載可能とし、法人や不動産の登記など、公的機関が管理する情報を一元化するためのものであり、私は反対いたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより発委第1号を採決します。起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、発委第1号桂川町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決定しました。

○議長（林 英明君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、令和7年第1回桂川町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員